

山梨県環境影響評価等技術審議会議事録概要

日時：令和7年2月27日（木） 13：30～16：30

場所：山梨県防災新館401会議室

会議出席者

<出席委員>

坂本委員、北原委員、小林（富）委員、小林（拓）委員、佐藤委員、芹澤委員、
田中委員、湯本委員

<事業者>

山梨西部広域環境組合 建設課 長谷部課長、小澤副主幹、望月主査

株式会社静環検査センター 環境事業部 環境計画課 竹内主任研究員、池田、
岡本
生態系調査課 栗田課長

<事務局>

山梨県 環境・エネルギー部 大気水質保全課
齋藤総括課長補佐、谷内主査、伊藤副主査

次第

1 開 会

2 議 事

議題 山梨西部広域環境組合 ごみ処理施設整備事業に係る評価書について

3 その他

4 閉 会

配布資料

次第・座席表

山梨県環境影響評価等技術審議会委員名簿

資料1 事業概要と評価書手続について

資料2 知事意見素案

事業者説明資料1 審議会意見に関する説明資料

事業者説明資料2 意見整理表

1 開会

(司会 齋藤総括課長補佐)

定刻となりましたので、ただ今から山梨県環境影響評価等技術審議会を開催いたします。

委員の皆様には御多忙中のところ御出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

私は本日の進行を務めます、大気水質保全課 総括課長補佐 齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

普段ですと、ここで大気水質保全課 課長から御挨拶を申し上げるところですが、本日は欠席となっております。御了承願います。

ここで、審議会の開催の可否について御報告いたします。本日の出席状況については、15名の委員のうち、会長に6名、Web参加で2名の計8名の出席をいただいております、2分の1以上の出席が得られましたので、条例の規定に基づき本審議会が成立していることを御報告いたします。

ここで、配布資料の確認を行います。事前に郵送にてお送りしておりますが、「次第・席次表」、「委員名簿」、「資料1 事業概要と評価手続きについて」、「資料2 知事意見素案」、それから事業者説明資料は2つあり、「審議会意見に審議会等意見に関する説明資料」、「事業者説明資料2 意見整理表」となります。資料に不足がある場合は、事務局までお申し出いただければと思います。よろしいでしょうか。

傍聴人の方につきましては、受付時に配布した傍聴券に記載の「傍聴の心得」を御覧いただき、心得に沿って傍聴願います。委員及び事業者の皆様におかれましては、公開部分の審議については、傍聴人による撮影や録音が行われておりますので、御承知おき願います。なお、事務局でも、審議会の記録のために、審議の途中で写真を撮影することがあります。

次に、今回の会議は、対面とWebによる参加を併用して開催しております。議事録作成のため、会議内容については録音させていただきます。恐れ入りますが、御発言の際は必ずマイクを使用して、大きな声でお願いします。また、御発言の都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。加えて、長時間の会議になることが予想されますので、端的な質疑応答をお願いします。

それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。本審議会の議長は、条例により会長が当たることと定められております

ので、坂本会長に議事進行をお願いしたいと思います。坂本会長よろしくお願いいたします。

2 議事

議題 山梨西部広域環境組合 ごみ処理施設整備事業に係る評価書について

(坂本会長)

それでは、議事を進行させていただきます。案件の審議に入る前に、本審議会の運営方法について御確認をお願いします。

本審議会については、平成17年7月8日の技術審議会において御議論いただきましたとおり、制度の趣旨である「公平性・透明性」を確保するため、審議そのものについても広く公開する中で行うことが必要であることから、動植物の希少種や、個人情報に関わる部分を除いて公開とする。それから、議事録については、発言者名を含む議事録を公開するというところでお願いします。

それから、「希少動植物保護の観点」から、一部の審議については非公開で行います。非公開の内容に関する審議の際には、報道関係者及び傍聴人の方には、本会場から一旦退室をお願いします。

以上、御協力をお願いします。

本日の議題は、「山梨西部広域環境組合 ごみ処理施設整備事業」に係る評価書に関するものです。まず、事業者から、前回の審議会で委員の皆様からいただいた意見等に対する追加の説明を受け、質疑応答・意見交換を行います。その後、事務局から、知事意見素案についての説明を受け、意見交換を行います。終了時刻は16時30分頃を予定しております。

初めに、事務局から説明をお願いします。

(事務局 大気水質保全課 谷内主査)

大気水質保全課 環境影響評価担当 谷内と申します。

「資料1 事業概要と評価書手続について」を御覧ください。

本事業の評価書手続につきましては、本年2月4日に第1回審議会を開催しており、「1 事業者等について」から「3 評価書手続の流れ」までは説明させていただいており、内容に変更はございませんので、この部分の説明は割愛させていただきます。

裏面を御覧ください。

「4 本件のスケジュール」ですが、第1回審議会以降に追加した内容を説明いたします。関係市町長への意見照会の結果ですが、2月12日に市川三郷町長から、2月17日に中央市長から、それぞれ「意見なし」と回答をいただいております。本日2月27日に第2回審議会により、委員の皆様から御意見をいただきます。そして、3月28日までに事業者に対して知事意見を通知します。

「5 今後の進め方」ですが、本日の審議会でもいただいた御意見を踏まえて事務局で知事意見（案）を作成し、庁内調整を行った上で、期限までに知事意見を述べることになります。

資料1に関する説明は以上です。

（坂本会長）

ありがとうございました。

ただ今、事務局から事業概要及び手続の経緯について説明がありました。よろしいでしょうか。

続いて、事業者から事業者説明資料1と2に基づき、公開部分に係る説明を45分程度で簡潔にお願いします。

（事業者 株式会社静環検査センター 竹内氏）

静環検査センターの竹内と申します。

前回の審議会の中で、いただきました意見につきましての事業者としての対応等について説明させていただきます。

お手元の資料またはスクリーンを御覧いただければと思います。

まず、全般的事項について説明いたします。

意見No2を御覧ください。準備書に対する知事意見として「環境保全目標につきまして、環境基準や法令の基準ではなく、事業前後の比較や事業の影響の有無の比較によって設定すること」という意見が寄せられていましたが、それらに対する検討が行われていない、十分ではないので、再検討すべきという御意見です。

事業者の見解としては、予測結果との比較評価に用いる環境保全上の目標について、改めて知事意見を踏まえた検討を行い、補正評価書に反映いたします。

まず、評価書における環境保全目標をどのようにして設定したのかについて再度説明させていただきます。準備書に対する知事意見を受けまして、評価書では、「環境基準等」と「成功基準」の2つを設定いたしました。このうち、環境基準等は、予測結果が、法律等に基づいて示さ

れている基準または目標と整合が図られているかどうかを評価するために設定しました。成功基準は、事後調査の結果から、環境保全措置等の効果を評価するために、保全措置の効果、或いは現況からの変化の程度を踏まえて設定するというような形で、２段階で設定いたしました。環境基準等は予測・評価対する基準、成功基準は事後調査において目指す基準として示しました。ただ、前回の審議会においても、環境基準等につきまして、現状からの変化、或いは影響の有無によりどのように変わるのか、そういったものを参考にして設定すべきという知事見解に対応していないという御意見をいただきましたので、補正評価書では見直しをしていきたいと考えております。見直しの方ですが、環境基準等（予測結果との比較基準）に、現況の変化の程度を踏まえた評価基準を追加する。環境基準等及び成功基準の設定根拠を明記する。成功基準の考え方は評価書から変更せず、事後調査の結果により、環境保全措置等の効果を評価する基準とする。こういった方針で進めたいと考えております。それによる見直しの１例を示させていただきます。

まず、「大気汚染 施設の稼働による影響」、煙突排ガスの影響について説明いたします。評価書では、環境基準等は、予測地点における物質濃度（大気環境基準）、成功基準は、排ガス中の汚染物質濃度が公害防止基準を下回ることにしました。これにより、十分低い状態が保たれると考えておりました。これについて、補正評価書での対応案としましては、環境基準等は、予測地点における物質濃度（環境基準）を満たし、現況から悪化しないことにしました。成功基準は、排ガス中のおっ千物質濃度が公害防止基準を下回り、事後調査地点で現況から悪化しないことに修正しようと考えております。次に、「水質汚濁（河川水質）造成等の施工による影響」について説明いたします。評価書では、環境基準等は、降水時の排水先水路でＳＳが２００ｍｇ／Ｌ以下、こちらは排水の一律排水基準ですが、これ以下になることにしました。成功基準も同様の値としておりました。これについて、前回の審議会で、「環境の水の基準に一律排水基準を持ってくるのは正しくない」という御意見をいただき、改めて検討しました。補正評価書の対応案としましては、環境基準等は、降雨時、例えば３０年に１度というような極端ではない降雨時において、排水のＳＳが２００ｍｇ／Ｌ以下としました。成功基準は、降雨時において、排水のＳＳが２００ｍｇ／Ｌ以下、さらに、平水時で排水先の前後で水質の悪化を生じさせないことに修正しようと考えております。

続きまして、意見Ｎｏ３を御覧ください。環境保全目標の設定根拠が

明確になっていないため、環境の保全の観点から適切な目標であるか判断できないため、評価書に明確に記載すべきという御意見です。

事業者の見解としては、意見N o 2の回答と重複しますが、環境保全上の目標の再検討を行いまして、目標とその根拠について補正評価書で明記するようにいたします。

続きまして、意見N o 4と5を御覧ください。環境影響評価書に、影響が「極めて」小さい等の副詞を使用しているが、予測・評価結果を正確に捉えていないため、定量的に評価し、その結果を評価書に記載すべきという御意見です。

事業者の見解としては、極めて小さい等の表現をしているものについて再検討して、できるだけ具体的な表現に修正したいと考えております。

ここからは、個別事項について説明いたします。

意見N o 6を御覧ください。大気汚染に対する御意見として、煙突高さの違いの影響比較に用いる排出ガス最大着地濃度の予測方法について、無風条件のみで予測や評価を行っているが、弱風条件との比較を行うことにより、科学的な根拠を示すべき。なお、弱風条件で予測を行わない、または行えないのであれば、その理由を説明すべき、という御意見です。これは、準備書で、煙突を高くするほど最大着地濃度が高くなるという予測評価・予測手法が正しくないという御意見をいただきまして、その他の手法を検討しましたが、それを採用した根拠等が不足している、というような御意見でした。

事業者の見解としては、予測手法について改めて検討するとともに、採用した予測手法、予測式の妥当性について、補正評価書に記載いたします。実際の対応としては、予測手法については、評価書と同じものを提示したいと考えており、この理由を説明します。準備書において、煙突高さ100mのときに、59mよりも高濃度となる予測を示しておりました。それに対して、そのような状況が実際に生じることは考えがたいという御指摘をお受けしました。この逆転の要因としては、弱風時の予測における煙突高さの風速による拡散幅の違いが原因として考えられました。準備書における予測手法と同じ、一般的なプルーム式・パフ式による予測の中で、弱風を考慮しないことにより、この逆転が生じず、かつ、煙突高さが59mにおいて100mよりも高濃度となる結果が得られました。また、プルーム式・パフ式による予測が、煙突高さだけではなく、施設による違い、昼間・夜間による違いといった条件の違いによる比較に対しても柔軟に対応でき、共通して使用できる予測手法であったことが採用の理由となります。最後に、この手法により、どのよう

な差が生じるかを確認した結果、弱風を考慮しない場合に、より予測濃度が高くなる煙突高さ59mにおいて、弱風を考慮した場合よりも予測結果がわずかながら大きくなり、弱風を考慮した場合よりも、弱風を考慮しない場合に、濃度が高くなるという結果が得られました。これにより、安全側での評価が可能で、手法として適切であると考えております。

スライドの9ページの表が予測結果であり、基本的な条件は全く同じとして、弱風を考慮するものがa、弱風を考慮しない今回の評価書における予測手法がbになります。一番右がbからaの差を計算した結果になりまして、煙突高さ59mの場合、1ヶ所だけ弱風を考慮しなかった時に高くなり、より安全側の予測ができているという結果となっております。煙突高さ100mの場合、弱風を考慮した時は59mよりも高くなっております。弱風非考慮の場合は低くなり、弱風を考慮しないで行うことで、もちろん不確実性を含みますが、予測評価ができているのではないかと考えております。

続きまして、意見No7を御覧ください。大気の予測に使用した式について、誤記や説明不足が複数箇所確認されるので、修正等すべきという御意見です。

事業者の見解としては、誤りが大変多かったということで申し訳ありません。こちら、改めて精査いたしまして、補正評価書ではそのようなものがないように修正いたします。

続きまして、意見No8を御覧ください。大気の予測で使用した風速は、高さごとに設定して測定しているのかという御質問です。

事業者の見解としては、前回の審議会で回答した内容になりますが、現地調査では、地上10mの風速を1年間測定いたしました。予測では、10m高さでの測定結果から、煙突高さでの風速を数式で算出して、それを予測に用いています。

続きまして、意見No9を御覧ください。煙突高さの違いによる排出ガスの最大着地濃度が出現する方向が異なる（煙突高さ50mでは南、59m～90mでは東、100mでは南南西）理由について、評価書では、大気安定度となる風向の出現方法の違いとしているが、それがどういった現象かわからないので、科学的に説明することという御意見です。

事業者の見解としては、予測条件の違いによる測定結果の変化について、その理由に関する科学的な説明を補正評価書に追加します。現時点での回答としては、煙突高さが高くなるに従って、基本的に最大着地濃度出現地点は、煙突から遠くなります。遠くなる過程で、標高が高く、排出口との高低差が少なくなる南側の山地で最大が出現したと考えて

おります。例えば、煙突高さ100mの場合は、南南西の山地で0.00049ppmとなり、東側で最大となる0.00048ppmよりも大きい数字になっております。煙突から、厳密には同心円ではありませんが、同心円状に煙突高さとともに最大着地地点が遠くなっていくに従って、地形の影響も受けるためと考えられます。評価書において、風向・安定度を要因として記載しておりますが、再検討の結果に基づいて補正評価書では理由を修正記載したいと考えております。

続きまして、意見No10を御覧ください。排出ガスの短期高騰の予測のうち、次の予測・評価について、どのような現象が生じているかわからないため、科学的に説明すること。①ダウンウォッシュ発生時：一般的な気象条件時と最大着地濃度出現地点・将来予測濃度が同一であること。②ダウンドラフト発生時：一般的な気象条件時と最大着地濃度出現地点は同一であり、将来予測濃度は高くなっていること。という御意見です。

事業者の見解としては、予測条件の違いによる予測結果の変化について、その理由に関する科学的な説明を補正評価書に追加します。

まず、ダウンウォッシュ発生時に、一般的な気象条件と予測結果が同じである理由を説明します。スライド14ページの右下にイメージ図を記載してありますが、ダウンウォッシュは、強い風が吹いたときに煙突下側の風の影になる部分に煙が巻き込まれることで、より近い場所で高濃度が出るというものです。今回の予測結果で、一般的な気象条件時と同じ地点で、同じ濃度で出現した理由ですが、予測条件において、強風によるダウンウォッシュ発生の条件を加えた場合でも、一般的な環境と同じ風速が0.7m/sと弱く、大気安定度において離れた場所で出現するという結果に変わりがなかったため、最大の予測地点としては同じになったというのが理由となります。例えば、距離的に見ていけば、より近いところの濃度が高くなっている可能性は当然ありますが、最大となるところについては変わらなかったということになります。

次に、ダウンドラフト発生時に最大着地濃度出現地点が一般的な気象条件と同じで、予測濃度が高くなる理由について説明します。ダウンドラフトは、周辺に一定の建物の高さ以上の建物等がありますと、その建物の壁の影になる部分に煙が巻き込まれて、より近いところで高濃度が出るという現象です。

一番最寄りの高い建物として工場棟がございます。工場棟の高さを考慮した予測を行った場合でも、大気安定度Gで離れた位置で最大となる現象としては同じでありました。ただ、建物による風の巻き込みによっ

て、ダウンドラフトを考慮しない気象条件よりも、最大時点が2.4 kmといった表現では変わりませんが、実際には50 m程度近くなっております。それに伴って濃度が上昇したと考えました。この検討結果につきましても、補正評価書で御説明を追加したいと考えております。

続きまして、意見No 11を御覧ください。騒音に対する御意見として、建設機械の稼働による騒音について、環境基準を超過しているため、防音シートによる仮囲いにて環境基準を下回ることとしている。しかし、防音シートによる対策は、適切に施工しなければ十分な効果を得られないため、施工業者へ十分な注意喚起を図るべきという御意見です。

事業者の見解としては、工事会社に対しては、環境影響評価の結果、環境配慮事項、環境保全措置の内容を確実に伝え、実行を確保します。防音シートの効果につきましては、事後調査でその効果を確認したいと考えております。

続きまして、意見No 12を御覧ください。事業実施区域に面する道路は、現状で交通量が多いため、事業に伴う車両（工事中の運搬車両や供用時のパッカー車）からの騒音の影響は小さいとしているが、現状でも環境基準を超える場所であるため、繰り返しの注意喚起が必要であるとの御意見です。

事業者の見解としては、環境影響評価の結果、環境配慮事項、環境保全措置の内容を確実に伝え、実行を確保します。

（事業者 株式会社静環検査センター 岡本氏）

岡本と申します。

意見No 13を御覧ください。陸上植物の現地調査の結果が、希少種の確認に留まっており、科学的に地域の特性が明らかにされていないため、専門家には水田地域であることなど必要な情報を提供したうえで助言を受けるべきという御意見です。

事業者の見解としては、一部、前回の審議会中に御回答させていただいた内容を含んでいますが、環境保全措置に係る部分は別業務として進行中です。また、詳細な調査結果データを示した上で、山梨県のレッドデータ等に指定されていない希少種や、1年生の水田性雑草を含めて、改めて有識者の方にヒアリングを行いたいと計画しております。

続きまして、意見No 14を御覧ください。水田環境は、圃場整備の有無により異なる可能性があるため、現地調査結果から、対象事業実施区域の地域特性を分析すべきという御意見です。

事業者の見解としては、水源環境はすべて圃場整備されています。ま

た、有識者の助言を受けるべきという御意見に対しましては、先ほどの回答と同様、改めてヒアリングを行って、適切な対応について助言を受けるとともに、その結果を補正評価書に記載したいと考えております。

続きまして、意見No 15を御覧ください。準備書に対する知事意見として、創出環境に係る定量的な変化を求めたところ「変化の想定は困難」とのことだが、創出環境の定量的な予測・評価は可能であるため、評価書の記載内容を修正すべきという御意見です。

事業者の見解としては、準備書に対する知事意見でいただきました、種数や個体数の変化について、知事意見の意味するところをこちらの方で取り違えていました。そのため、創出環境の評価における種数個体数の変化について、補正評価書の方では追記するようにいたします。

続きまして、意見No 16を御覧ください。ビオトープは、標準的なマニュアル等に従って設計しているのかという御意見です。

事業者の見解としては、ビオトープの設計における標準的なマニュアルはありません。そのため事業区域の面積や場所、そして確認された保全対象種の生息環境や条件等を勘案した上で計画しているというところになります。

続きまして、意見No 17と21を御覧ください。保全すべき生物種ごとに事業による消失面積と創出面積を明確にすることが最初にすべきこと。またビオトープについて、定量的な成功基準を設定すること。その際、消失面積と創出面積から環境保全措置の効果が見える化すべきという御意見です。

事業者の見解としては、土地利用や植生、保全すべき生物種の生態特性、そして生息状況を加味した上で、可能な範囲で消失面積と創出面積を補正評価書に示したいと考えております。これに関係するところで、前回の審議会で、面積の変化等のお話をいただきました。

まず、本当に一番のベースの部分からになりますが、スライド22ページに対象事業実施区域及びその周辺の面積を示しております。

対象事業実施区域は5.79haです。そこからバッファを引いた調査範囲は39.59haです。従いまして、対象事業実施区域は、調査範囲の14.61%を占めるということになっております。そして、本事業では、対象事業実施区域内を全改変する計画になりますので、改変域の面積及び割合は、先ほどと同様の値となっております。

23ページに改変前後の対象事業実施区域の変化のイメージ図を載せております。左側が現状の対象事業実施区域のイメージ図、そして右側が改変後のイメージ図になります。赤色の線で書いている部分は水路

の付け替え工事及び新設する水路を示したものになります。基本的に事業区域の外周に水路が取り付けられるというところになります。

24 ページは植生区分における改変前後の面積の変化を表で示させていただきました。一番右の列の「面積の増減」という部分の赤色セルは面積の減少を、青色セルは面積の増加を示しております。なお、1つグレーのセルありますが、こちらは住宅地・墓地等の植生区分になり、面積の増加を示しておりますけども、あくまでごみ処理施設が建つことによる増加なので、差別化をした次第となります。

25 ページは生物種ごとにおける改変前後の面積の変化になります。生態系の注目種として取り上げているニホンアマガエルを例にして、補正評価書での方向性を記載いたしました。ニホンアマガエルの幼生が確認された水田を、この地域におけるニホンアマガエルの重要な生息環境（繁殖環境）であると仮定し、抽出しました。調査結果から、対象事業実施区域内では水田3地点、またその周辺では水田11地点で幼生を確認しております。これらの計14地点の水田の面積を抽出し、改変前後の変化を求めました。改変前の面積は5.23ha、改変後の面積は3.96haであり、事業実施による変化としては、1.27haの減少となります。なお、改変後の面積におきましては、現在計画している環境創出の池・水辺エコトーン・止水域・水田に類似する湿地環境も含めた面積となっております。

続きまして、意見No18と19と20を御覧ください。消失面積と創出面積を明らかにし、それを踏まえて成功基準を明確にすること。遺伝子情報を基に保全すべき個体を選定することは困難である。環境影響評価手続では遺伝子情報について議論する必要があるのかという御意見です。

事業者の見解としては、面積につきましては、先ほどと同様の回答とさせていただきます。遺伝子情報につきましては、ホタルの保全というものが、この事業ではございませんけども、存在するというところで、例として取り上げますけども、遺伝子攪乱の事例というふうに言われることが多いかと思います。その上で、事業者としては、移入個体群を増殖させることは、生物多様性の観点から許されない保全であると考えており、地域生態系や遺伝子の攪乱を助長する行為と考えているため、在来個体群を保全するという方向で考えております。

続きまして、意見No23を御覧ください。ビオトープの計画など、審議会ですら十分に説明を行えなかったものについて、環境影響評価手続とは別に、設計根拠などを踏まえて積極的な情報公開を行うべきという御

意見です。

事業者の見解としては、施工図面や工事の実施状況等について、ホームページ等で随時情報公開をしていく計画であります。

続きまして、意見N o 2 4 と 2 5 を御覧ください。オオタカの餌資源量の調査・予測・評価の方法に対していただいた御意見です。

事業者の見解としては、餌量算出や影響等について、補正評価書には丁寧な説明を追記・修正したいと考えております。

続きまして、意見N o 2 6 を御覧ください。両生類については、周辺の作農の変化に伴う水質の影響や、猛暑による水量の減少が懸念されるため、これらの調査を継続すべきという御意見です。

事業者の見解としては、水質や水温について、水源は不透水層より下の地下水をくみ上げる予定をしておりますので、水温や水質における問題は生じないと考えております。

続きまして、意見N o 2 8 を御覧ください。猛禽類の高利用域が林の中にあり、水田環境はたいして利用していないとしているが、生態的に水田環境を餌場として利用している可能性が高い。高利用域に関する評価に留まっていることから、行動圏の一部が失われることを踏まえて、環境影響評価を行うべきという御意見です。

事業者の見解としては、オオタカについて、御指摘を踏まえて高利用域だけではなく、行動圏の変化についても補正評価書に記載するようにいたします。まず、その1つとして、面積について記載をしようと考えているところです。スライドの下に示しているのが面積の変化になりますが、まず、Aペアの行動圏の面積を算出したところ、1119.23haでした。対象事業実施区域は、Aペアの行動圏の一部と重なっていることから、対象事業実施区域の面積が5.79haなので、Aペア行動圏のうち、0.52%に該当するということになります。

続きまして、意見N o 2 9 を御覧ください。生態系の評価について、保全すべき生物種の生存必須条件を明らかにして、事業実施前後における変化で影響を明らかにすべきという御意見です。

事業者の見解としては、土地利用や植生、生態特性、生息状況を加味し、可能な範囲で影響を明らかにすることといたします。

続きまして、意見N o 3 0 と 3 1 を御覧ください。ケリについていただいた御意見です。

事業者の見解としては、ケリについては、非常に確認しやすい種であり、鳥類調査以外の調査を含めても、確認が1例と非常に少ない結果でありました。水田や耕作地の象徴的な動物ではありますが、予測に示した

とおり、一時的に笛吹川に飛来したと考えられています。そのため、予測を行っていますけども、保全対象から外しております。

続きまして、意見N o 3 2を御覧ください。ビオトープで保全したい種の生存必須条件を明らかにし、これを踏まえて設計や手順を決めること。その上で、種ごとに影響を予測・評価すること。また、モニタリングよりビオトープの効果を確認することという御意見です。

事業者の見解としては、創出環境については生存必須条件を整理し、有識者のヒアリングを改めて実施し、より良いビオトープ創出を実現できるように努めたいと考えております。また、面積についても、先ほど同様、可能な範囲で追記をするようにいたします。モニタリングについては、生態系の事後調査において、ビオトープを利用する種群を調査する計画であります。

続きまして、意見N o 3 4を御覧ください。水田環境には、人工的な攪乱に適応して生育しているが、保全されずに全国的に減少している植物種がある。このような植物種に対して慎重にアセスをすべきという御意見です。

事業者の見解としては、創出環境については生存必須条件を整理し、また、現地調査のデータ、詳細なデータを提示したところで、改めて有識者ヒアリングを行い、適切な対応について助言を受けるとともに、その結果を補正評価書に記載することといたします。また、随時監視を行い、水位管理を含めた維持管理を行い、より良いビオトープ創出を実現できるように努めたいと考えております。

続きまして、意見N o 3 5を御覧ください。「植生調査票」による植生調査の結果を「植物の確認種一覧」にまとめているが、「植生調査票」に載っていない植物が「植物の確認種一覧」に記載されている。すべての調査結果を正確に反映する必要があるという御意見です。

事業者の見解としては、現地調査では、植物相調査と植生調査の2つを行っております。2つの調査方法は異なっており、植物相調査においては調査範囲内をくまなく調査し、植生調査においては調査地点を設けて調査をしております。そのため、植物相調査で確認されており、植生調査で確認されていない植物がありますけれども、調査結果を再度精査して、正確な結果を示すように努めたいと思います。

続きまして、意見N o 3 6を御覧ください。ミゾハコベについて、対象事業実施区域外に確認されているため、調査区域全体における水田の植生及び希少種が明確になるようにすべき。また、過去の文献やレッドリストに頼るだけでは不十分であり、環境影響評価の質を向上させるた

めに、専門家と共に学び合い、調査の意識を高めることが必要であるという御意見です。

事業者の見解としては、改めて有識者ヒアリングを行った上で、適切な対応について助言を受けるとともに、その結果を補正評価書に記載いたします。

続きまして、意見No 37を御覧ください。代償措置としてビオトープを作ることに関して、アセス手続きの中で議論されるべきという御意見です。

事業者の見解としては、代償措置の詳細については、可能な範囲で評価書に記載しており、その上で、有識者ヒアリングを実施し、より良いビオトープ創出を実現できるように努めていきます。また、事後調査を通して維持管理計画を策定し、適正な管理を実施していきたいと思えます。

続きまして、意見No 38を御覧ください。里山や水田環境の重要性が見直されているにもかかわらず、植生自然度が低いことから、水田が軽視されているが、水田の重要性を考慮したアセスが必要であるという御意見です。

事業者の見解としては、植生自然度は自然植生やそれに近い地区を重要視する一般的な評価手法であり、水田の自然性の低さを表すものではないと考えております。従いまして、我々も、水田の重要性を決して軽視しているものではありません。

続きまして、意見No 39を御覧ください。植物の確認種一覧に記載されている植物種が植生調査票に載っていないことは普通ではあるが、珍しい植物について植生調査票に漏れなく記載をすべきという御意見です。

事業者の見解としては、保全すべき種のうち、対象事業実施区域の周辺に生育する2種類を除き、各生育環境で植生調査を行っております。また、先ほどお話が出ましたミゾハコベなどの珍しい植物の生育環境においても、植生調査を実施しております。

続きまして、意見No 40を御覧ください。植生調査のルートや範囲といった具体的な手法及び理由が明確にされていないため、調査ルートや範囲、方法を詳しく記載して欲しい。特に水田の調査方法については、科学的な根拠を示すために重要であるという御意見です。

事業者の見解としては、植生調査につきましては、地域の植生を適正に把握するため、複数の群落や群落の移行帯を含まないように調査区を選定し、調査を実施しております。これらを踏まえて、手法における不

足事項をもう一度整理し、補正評価書に追記するようにいたします。

（事業者 株式会社静環検査センター 竹内氏）

続きまして、意見N o 4 1 を御覧ください。景観と人触れになります。景観については、補正評価書縦覧後に詳細が決まることから、事前にデザイン資料を確認する手続きを追加して欲しい。特に色彩の決定方法については、例えば現地での確認や複数案の検討を行うべきであり、より具体的に記載してほしいという御意見です。

事業者の見解としては、建物の具体的なデザインは詳細設計において検討いたします。

その際には環境影響評価の結果、環境配慮事項、環境保全措置の内容を確実に反映します。また、デザインを含めて詳細設計が固まった段階で、ホームページ等を通じて公開するとともに、地元住民への説明を行い、説明会で寄せられた意見について対応可能なものを設計に反映します。以上の内容を補正評価書に記載します。

続きまして、意見N o 4 2 を御覧ください。道の駅とよとみからごみ処理施設が見えるのを防ぐため、敷地内にスクリーンを設置するなどの視覚的な影響を軽減する方法を考えて欲しいという御意見です。

事業者の見解としては、道の駅とよとみ敷地内における景観対策につきまして、施設整備後の景観の変化、建物の見え具合等を踏まえて、管理者と協議いたします。その旨につきまして補正評価書に記載いたします。

続きまして、意見N o 4 5 と4 6 を御覧ください。補正評価書縦覧後に決まった内容について、事業者ホームページで公表することができるのか、景観に関するデザインについて、事業者ホームページ等を見た人が意見を言うことができるかという御意見です。

事業者の見解としては、こちらは意見を記載するスライドのページが誤っておりまして、関連する項目は、1つ前の意見N o 4 1 の意見に対するものになります。こちらについて、繰り返しになりますが、デザイン等詳細設計が固まった段階でホームページ等を通じて公開するとともに、地元住民への説明を行います。説明会等で寄せられた意見については、対応可能なものを反映すると考えており、それについて補正評価書に記載いたします。

最後になりますが、意見N o 4 3 を御覧ください。評価書の資料編の写真が非常に小さく、建物等が見えにくいいため、最初の1枚でもいいので「この範囲」で「この場所にある」という矢印をつけるべきという御

意見です。

事業者の見解としては、御指摘のとおり大変見にくくなっておりますので、補正評価書の資料編については、どの位置にある・どこの場所にあるといったような印の方をつけて参ります。

以上で、前回の審議会で出た御意見に対する事業者の見解等の説明終わらせていただきます。

(坂本会長)

ありがとうございました。

前回の皆さんの意見に対する回答ということで、事業者の方から御説明をいただきました。これから質疑応答を行いますが、希少動植物に関する時間は、後ほど設けます。まずは公開部分について、意見・質問等をお願いしたいと思います。初めに会場の皆様に意見をお聞きして、そのあとWebの皆さんにお聞きしたいと思っています。Web参加の方は、ミュートのまましばらくお待ちください。

小林（富）委員、お願いします。

(小林（富）委員)

いろいろと出した意見に対して、丁寧に御回答いただきまして、ありがとうございました。いくつかあって申し訳ありませんが、もう一度、考えをお聞かせいただければと思います。

まず、スライド18ページの意見No14について、「水田環境は、圃場整備の有無により異なる可能性がある」とありますが、これは私が言った意見だと思います。これに対して、「水田環境はすべて圃場整備されています」と説明をいただきましたが、確かにあそこの地域は、圃場整備という形で見れば圃場整備されていますけれど、私の「圃場整備の有無」という言い方が適切でなかったのかなと思いましたが、「圃場整備の状況や程度」という意味です。

例えば、評価書の730ページと731ページの生育環境の写真を見ていただくと、ウスゲチョウジタデの生息環境は水路が擁壁で囲われておりますが、コイヌガラシの生育環境はおそらくこの中心部が畦だと思いますが、ここは擁壁で区切られておりません。また、コイヌガラシの生育環境の写真の右側は耕耘されていますが、左側は耕耘されていません。つまり、2つの違った環境に接しているわけです。コイヌガラシが、畦だと思いますけれど、真ん中のところに生育していたのかどうかわかりませんが、要するに違った環境に接しているところは多様性が高いと

ころです。だから、全体を見れば圃場整備された水田環境であっても、細かく見るとそういう違いがあって、それによって植生が変わってきているというところを捕まえる必要があると考えているということです。

次は、スライド20ページの意見No16について、ビオトープには標準的なマニュアルがないから、面積や場所、保全対象種の生息環境や条件等を勘案して計画しているということで、池・水辺エコトーン・止水域・水田に類似する湿地環境を設けると説明がありましたが、評価書ではこの地域の水田は「グライ土壌である」と書いてあります。水田のグライ土壌に生育するのか、川で堆積した砂礫層みたいなところに生育するのかという土壌環境によっても変わってくると思います。水田に類似した環境を作ろうとしているということで、もう少しこの辺を具体化していただけるとわかってくると思います。つまり、植えようとしている4種は、果たして水田のグライ土壌に生育するのかどうかということです。グライ土壌は還元状態が長く続く土壌だと思います。水が減っていても還元状態が続きますので、保全対象種を植えたときに大丈夫なのかどうか不明です。

次に、創出環境でずっとこう書いてありますが、私は、この池とか止水域とか水田に類似する湿地環境の、要するに少し水位を変えたり、乾燥させたり、人為的にはやるわけだから、ちょっと大げさに言えばエコトーンだと思います。全部がエコトーンということだと思うので、ここをビオトープと呼ぶのか、エコトーンと呼ぶのか、この辺が少しわかりづらい気がします。それでエコトーン自体の言葉が、要するに何というか、推移帯とか移行帯という意味を持っています。

最後に、スライド40ページの意見No40ですが、植生調査は地域の植生を適正に把握するため、複数の群落や群落の移行帯を含まないように調査区を選定したと書いてあります。そうすると、さっき言ったように、731ページの畔のような部分は、これが大げさに言うとエコトーンだと思いますが、そういうところはわざと調査してないというような印象になってしまうと思います。その辺をもう一度整理していただいた方がいいのかなと感じました。

もう一つ付け加えさせていただくと、729ページのミズマツバの生育環境の写真の道路側溝の上に、地域で水路を清掃して、水路の中にある植物を引き上げた残骸と思われるものがありますが、ここにはミズマツバは生育していません。先日、この周りを見たときも、水路のところを掃除したものが上げてありました。地域の人が水路を清掃しているから、そういうことも含めて植生を見てかないとわからないことがあると

どうか、はっきりしない部分が出てくるということがあると思います。ここはなくなってしまう、失われてしまうから、記録しておくということは大事だと思います。だから、保全とかそういうことの前に、こんな状況で、こんなふうだったということを記録しておくという意味において、その辺をもう少し見直していただいて、整理し直していただけるとありがたいという気がしています。以上です。

(坂本会長)

ありがとうございます。創出環境・ビオトープ的なものの話ですが、現状の把握とそれをどう創出環境に生かすかということの話だと思います。1点ずつでもいいですし、回答できるところでもよろしいので、事業者から御回答をお願いします。

(事業者 株式会社静環検査センター 岡本氏)

御意見ありがとうございます。

圃場整備の有無に関しましては、先生の前回の意図が、しっかりと掴みきれてなかったと思います。ですので、今回もう少し具体的に御説明いただいたところを踏まえて、また検討をさせていただきたいというところであります。

続いて、希少種が生育している水田の土壌、これがどういう土壌なのかというところですけども、本日、細かい資料を持参しておりませんので、はっきりとしたことを申し上げられませんが、グライ土壌であったと記憶しております。ただ、そこは確認させていただいて、その上で、ビオトープにおけるその土壌が水田に類似した環境、これがどのような土壌であるのが好ましいのか、そういったところを検討し、有識者の方にも助言をいただいた上で、補正評価書の方ではおっしゃるとおりもう少し具体性を持たせて、記載したいと考えます。

続いて、群落の移行帯を含まないようというところの、畦のようなところは移行帯ではないかという御指摘だと思いますが、こちらについても回答の方を検討させていただきたいと思っております。

次のミズマツバの写真についても、持ち帰らせていただいて、もう一度確認させていただきたいと考えております。

(事業者 株式会社静環検査センター 栗田氏)

栗田と申します。

移行帯については、環境の境や、微環境によって大きく変わってくる

ので、今先生が御指摘していただいたような畦でも全体的にあるのかということではないということになるので、かなりその細かな微環境や、農業のやり方というところが大きく影響すると思います。その中で、植生群落に関しては、先生が御指摘いただいたとおり、その希少種の生育環境を抽出するというよりは、地域の現存植生を適切に把握するというところの要素が多くて、組成表を組むということになると、移行帯があるとどうしてもそのデータが使えなくなってしまうところがあって、それで可能な限り、その典型的な移行帯ではないようなところを押さえるというような形になっております。先生が先ほど希少種及び微環境というところで、ミズマツバの話もありましたが、ミズマツバのところも、実際、コンクリートの水路があって、水田があって、稲が生えているけれども、その稲とコンクリートの間の光が入る部分、ミズマツバが育っている水田の中心部はどうしても日影になってしまって、生育というのはなかなか厳しいというところもあるので、そういう光条件というところもかなり、水田の一年生の植物に関しては、大きく影響する部分だと思います。なので、ビオトープというのが正しいのか、それともエコトーンというのかは、先生の御指摘のとおりだと思います。1つの環境というところで、お話することがなかなかできない中で、1つの形としてビオトープという形になっていきますけれども、実際、その各植物に対して、多様な環境を創出しながら監視していくという形をとらないと、生育維持はなかなか難しいのかなと思います。先ほど言った移行帯であったり、光がちょっと入ったりとか、そういうふうなところを考えないとなかなか難しい。そして、競争となるような植物をどれだけ排除できるのかどうか。実際、他の水田性の植物が確認された場所というのは、例えば群落調査をしてあった場所もありますが、非常に低茎草本があって、密度や群度が低いようなエリアで、発芽して発生するという形になりますので、競争相手というものがかなり影響してくるのかなと思います。そういう中で、多年草を排除した中で、1年草も維持しながら、ある程度攪乱を入れていくと。先ほど先生が言われたとおり、水位の変動や攪乱というものが必然的に必要になるのかなと、こちらも考えております。

(坂本会長)

環境影響評価の手続きでは、今おっしゃられたような細かいことについてチェックする場はもうないと思うので、ビオトープという名前になっていますが、そこに限って何か計画を示して、意見を聞くような機会はあるのでしょうか。今お話聞いたようなことが、私はわからないよう

な細かい話で、評価書との関係がはっきりわかっていないので、その部分だけでももっと細かい話が表に出てきて、意見を聞いたりする機会があるのでしょうか。何か専門家の意見を聞いていた部分も含めて、手続き的にこの審議会で言っているかどうか分かりませんが。

（事業者 山梨西部広域環境組合 長谷部課長）

この部分だけ突出して何か別に公開とか手続きというところは具体的にはまだ検討が進んでいませんが、今考えているのは、この説明資料にありますとおり、図面や実施状況について、情報公開を行っていくということです。そこについては検討していますが、それに対して意見をお伺いするとか、そういったところについての検討はまだ進んでいません。今の段階だと、はっきりこうするというのは言えない状況ではあります。

（坂本会長）

小林（富）委員、そういうことなので、この場では言えないということです。

（小林（富）委員）

非常に難しいことだと思います。水田ということで、放棄水田とか、遊休地を活用してとか、これからもいろいろ出てくると思います。その水田とか水田雑草とか言いますが、そこにやはり希少な植生とか、動物もいると思います。希少なものがあるということは確かですが、それを回避するとか、最小化するとか、代償するとか、それは非常に難しいことだと思います。今後事業地とするということで、既に用地も買収されているというところで、代償と言っても非常に難しいと思います。さらに、その水田とか耕作はいろいろな耕作や作物とか、いろいろなことによって、いろいろ違う中で、それと似たような環境を作るということは、非常に難しいことだと思います。だから、これは1つのチャレンジだと思います。こういうことで保全できるかどうかやってみようという。これの専門的な人はいないのではないかと思います。実際にやりながら、これで大丈夫だろうかということを考えていくしかないのではないかと思います。だから、これをもう少し具体化して、こういうふうにするというところは、なかなか簡単に提案できないのではないかと思います。

(坂本会長)

はい。私もそうと思いますが、審議会として、手続き的には完了報告とかまだ何かありましたよね。

(事務局 大気水質保全課 谷内主査)

中間報告書と完了報告書の手続きがあります。

(坂本会長)

それでしたら、そういう場でまた御説明いただければと思います。他に何かございますか。

(事業者 株式会社静環検査センター 栗田氏)

先ほど言った攪乱をすることというのは、一応、評価書にもかなり細かく書いてはあります。事業者としては、移植・播種・発芽はそれほど難しくないのではないかと考えていますが、環境を維持するというのはなかなか難しいところだと思います。それで、植物の遷移というのが進む自然層の群落ということになるので、そういう点でも変化は激しいというところでもあります。なので、今回の評価書でも、移植をした後に、監視しながら、維持管理計画にて、最終的に維持できるような、状況を保てるような攪乱の程度というものをどれぐらいにするかというのを最終的に決めて、それでやっていくというような形で先生も言われている。すぐこの場でこれは何回やって、これは水がどれぐらいにしてというのが、なかなか難しいというところがありますので、そういうような形で評価書に示させていただいたとおりの、最終的な維持管理計画というものを事後調査をやりながら策定して、確定していければと考えております。

(坂本会長)

ありがとうございました。

田中委員、お願いします。

(田中委員)

面積の変化に関する説明が、植生のところと、生態系のところでありましたが、両方に共通するので一緒にお話したいと思います。スライド24ページの表と評価書の表を見てみましたが、そもそもどこの植生を調査されているのでしょうか。先ほど、調査対象地域というような言い

方がありましたけども、調査対象地域というのが100%になっております。

（事業者 株式会社静環検査センター 岡本氏）

評価書のページで申し上げますと、703ページに調査範囲と其中での調査ルートというものがあります。この実線の部分が対象事業実施区域となります。

（田中委員）

対象事業実施区域という言葉の意味は、事業区域ですか。それとも、開発区域ですか。

（事業者 株式会社静環検査センター 岡本氏）

事業区域でもあり、本事業においては改変区域でもあります。

（田中委員）

事業区域と土地改変区域がぴったり一緒になっているということですか。

（事業者 株式会社静環検査センター 岡本氏）

そのとおりです。

（田中委員）

保全がどうのと言っていますが、事業区域は全域、改変されて全部なくなってしまうわけですね。

（事業者 株式会社静環検査センター 岡本氏）

そのとおりです。

（田中委員）

環境アセスメントをやるときに、その分母、出発地点でいいのでしょうか。事業区域というのは、実際に改変する区域と保全する区域も含めて事業区域としないと自然消失のような影響に対してはアセスのしようがないと思います。だから、この表も調査区域に対して何%という言い方しかできなくて、それを開発区域とか事業区域を分母とすれば100だったのが0になってしまうという話ですね。最近の環境アセスメ

ントはみんなこうなっているのでしょうか。これではどれぐらい希少なものの、守るべきものが残され、回避できた、さらに最小化できたとかそういう議論は当然できないわけです。最初から代償しか考えることができない前提なので、代償ミティゲーションが明確に提示されない限り、アセスのしようがありません。つまり、今回の評価は、開発区域内の守るべき自然は100%消失するので、開発区域以外のどこか他の土地で保全活動をやるしかないというストーリーになっていますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

最近の環境アセスメント事例について教えていただきたいのですが、例えば、建物を10ha作る計画において、その建物ができる10haだけをアセスの対象地にするということがあり得るのでしょうか。当然、ダイレクトな影響と間接的な影響がいろいろありますから、それらの影響が及ぼされる範囲を含めてアセスをやるわけですね。今回は、土地の直接的改変が行われる区域のみを事業区域（開発区域）にして、その周りの200mぐらいを調査区域としたわけです。だけど、そこはあくまでも事業区域ではないから、事業者は何の責任も持てないわけです。山梨県に伺いますが、そういうアセスの進め方というのはあるのでしょうか。

（坂本会長）

いかがでしょうか。

（田中委員）

動植物や自然環境については、100%消失するというだけで、もう議論のしようがないのではないのでしょうか。実は、だからこそ最後の手段として域外の代償ミティゲーションが必要になるわけです。

（事業者 株式会社静環検査センター 栗田氏）

先生の御意見に対して、正しい意見が言えるのかどうかは、この事業とは別の話の部分もあるのかなというところもありますが、一般的に事業の種類によっても違うと思います。実際、道路事業等の場合は、かなり幅を広げた形で、広い使用区域を設けております。100mもしくは200m、250mというバッファを決められています。その部分の範囲を調査するという形になると思います。

今回のように面的な事業の場合は、面整備事業環境影響評価技術マニュアルの中で、200mが影響範囲とされています。対象事業実施区域

とされている部分から200mの中で行う形ですが、実際、その事業のやり方によって、残せるのか残せないのかという場合もあるでしょうし、敷地いっぱいを使って事業を行うという考え方もあるでしょうし、そこはいろいろな事案があると思います。

（田中委員）

昔のアセスだったら、開発前後の土地利用、植生の変化などは明確に表で示すようになっていました。最近どんどんアセスが多様になってきて、このアセスの中でも、より細かい調査は増えているけれども、結局のところ、この開発によってどこが直接的になくなって、どこが残されるのかという最初の部分の議論が評価書の中にも示されていません。植生図ごとにそれぞれが何haとか、何平米とあるけれども、その分析はなく、その次に一気に植物相の話に飛んでいます。守るべき植生やハビタットの消失状況に対して、だからなんだという分析が何もありません。しかし、この事実は、本当は環境アセスメントの中で一番プリミティブな事柄ですから、この開発事業によって、今こういうふうに広がっている植生だとか守るべき自然のどこがどれぐらいなくなってしまうのかということをもっと評価するために明示しなければいけません。その評価のときに、回避ミティゲーションとして、大切な部分をどれぐらい避けることができたとか、或いはいわゆるビオトープみたいなものを域外に挑戦するということであれば評価もできるけれども、これだったら100%深刻な影響がありますというだけで評価のしようがありません。もちろん、それは事業区域の中に保全すべき動物や植物が確認されるということであればのことですが、保全しなくてもよいレベルのものしか存在しないということであれば、このような議論はどうでも良いのです。その辺の前提がなんだかぐらぐらしているようで、守るべき自然は存在する、という前提で評価しなければならないのだと思います。

ところで、植生の面積変化がどうして重要かというと、それは植物だけのことではなく、例えば、スライド25ページでニホンアマガエルの繁殖地の増減の話で、改変前何ha、改変後何haと書いてありますけれども、これらの数値は植生面積およびその変化から来ているわけです。だから、一番初めに言った24ページのこの植生ごとの植生変化を明示するというのはすごく重要なことです。その後の動物種の変化、それらのハビタットの変化、新たに創出するいわゆるビオトープの評価とかそういうことに全部直結する話なのです。

そこで、ここの肝心かなめの24ページのスライドに、割合だとか書

いてありますけど、その割合の意味は単なるその調査範囲の中の何%ということですから、一番右側の欄の数値は調査範囲にはないものは0になっていて、改変区域内に関わるものがマイナスになっています。つまり余計な情報があるのに、本当に肝心なこと、即ち、守るべき自然が当該開発事業によって直接的に消失する面積の変化については全然解析できてないということです。このことが、次のニホンアマガエルの生存基盤として、ライフステージごとの植生の変化に多分使われていると思うので、事業区域ではない調査範囲を100としてそのうちの何%の変化ということだけの議論している表示はものすごくおかしいものだと感じます。

（事業者 株式会社静環検査センター 栗田氏）

先生の言われていることもごもっともかとは思いますが、それで、実際その影響範囲というところでの植物の100m、動物における200mというところがあるので、動物の移動性というところを、一部含まれた形で面整備事業環境影響評価技術マニュアルでは、影響評価の指針としてそういうふうな形になっているのではないかと考えています。

（田中委員）

調査範囲という意味ではいいと思いますが、そうではなくて、評価の根拠に全体の面積が100になっていて、その中のほんの数%にしかすぎないみたいになっているところですね。それであれば、200mではなくて、1kmにしたら全部0になってしまいます。

（事業者 株式会社静環検査センター 栗田氏）

分母が大きければということですね。

（田中委員）

アセスをやって一体何をしたいのか。要するに開発事業によって自然は何も変わりませんということを説明したい文書を作りたいのか、開発がある以上、ある程度の自然の消失は避けられない。守るべき自然の場所で開発がある以上、守るべき自然の消失は絶対にあるわけで、それはまず事実として明確にすることが環境アセスメントの基本だと思います。その上、ただそれが消失ではなくて、何とか少しはプラスのこともやっていますということを提示して、それを評価してもらう。環境アセスメントは、影響の有無を評価する仕組みではありません。負の影響に

対してどういう保全対策ができるのかということを評価する仕組みです。そのため、そのような判断にそこに結びつくようなデータが明示されていないと、何か言い訳ばかりしている文書のように聞こえてしまいます。

続けて言いますが、遺伝子攪乱の話ですけれども、時間的にもお金的にも余裕があるのであれば、重要なことなのでそれらも評価してもらえばいいと思います。しかし、申し上げたいのは、それ以前に評価すべきこと、例えば水域が消失したり、変化したりなどプリミティブな土地利用や植生の変化による影響はいろいろあり、それらはまず評価する必要があるのではないか、ということです。その第一歩が先ほどから申し上げている表のことです。

また、ここの遺伝子の攪乱がされていないメダカは守りますとおっしゃいましたが、それだけをピックアップして守るとか、遺伝子情報が本来のものではないものをピックアップして守らないというようなことはそもそも現実的な話なのではないでしょうか。

(事業者 株式会社静環検査センター 栗田氏)
それはですね。

(田中委員)

ここで評論的な、哲学的なことを議論しても仕方がないです。具体的に予想される環境影響に対してどういう対策を実行するのかという提案を明示することはアセスの最重要部分です。具体的な開発事業と同じように、具体的な保全対策の行動です。最初の話に戻ると、事業エリアは全部消失して100%なくなってしまうわけですから、その意味では環境アセスメントのしようがありません。僕は遺伝子情報を別に無視していいなんて全く考えておりません。遺伝子情報の前にやることはいくらでもあるでしょうということです。

(坂本会長)

小林(富)委員、お願いします。

(小林(富)委員)

何回か前の審議会で少し話をしたことがありますけれども、この水田というところは、いくつか働きがあると思います。氾濫域というところで、川が流れていくときに滞留するとか、いくつかそういうことがあります。それで、水田が事業地に変わっていくわけですが、その時に、今

田中委員がおっしゃっていた、どういうふうにアセスメントして考えていくかということは、やっぱり山梨県の技術指針なりなんなりで、ある程度こんなふうにしたらどうかというものを作った方がいいのではないかと思います。そうでないと、どうしていったらいいかということが見えてこないと思います。私はいろいろなことを意見として言いましたが、そこが水田であるために、水が滞留しているために、気温は低かったかもしれないし、コンクリートの建物になったときには、当然気温の上昇が起こります。今平気で夏場35度ぐらいありますが、稲なんかは35度というと高温障害がおきます。そこがそういう建物になり、周りで農作物を作っているときに、何かしら変化が出てくるはずです。そういうものを、どのように予測していくのかということです。気温が高くなったり、二酸化炭素濃度が上昇したりしていくと、植物は、それに反応して態勢を変えます。気孔の数を変えるとか、葉の大きさを変えるとか、当然それは収穫量に影響してくるわけです。だから、こういう農作物、モロコシとか稲とかそういうものをやっている地域というのが、普通のアセスとはまた違う考え方が必要ではないかと思っています。そういうことをある程度考えながら、ここにそういうものができることによって、水田のようなものがあるときに、どのような影響が出てくるかということについて、このようにアセスをして、このようにしたらいいということが明確になっていないのではないかと思います。それを事業者さんに、これどうですかと聞いても難しい気がします。ある程度、この審議会なりなんなりで、もっと専門的な頭脳が必要なような気もしますが、そういう中で、ある程度方向性をまとめた中で、水田とか農作物のある地域のアセスはこのようにしてくださいということを出してかないとならないと思います。

(坂本会長)

県の方に回答があるかどうかわかりませんが、お聞きしたいと思います。田中先生の話も多分事業種別が違うだろうし、小林先生がおっしゃることについて、今までの経験を生かして、何かアセス制度のやり方そのものに関わって、県で何とかできる話ではないかもしれませんが、考え方をお答えください。

(事務局 大気水質保全課 谷内主査)

大変難しい御意見であると思っております。何か対応できることがあるのかどうかについては、回答がありませんので、一度持ち帰らせてい

ただきたいと思います。

(坂本会長)

持ち帰っても多分わからないと思いますけれども、少なくとも課としては、いろんな種類の事業についての環境アセスメントをやってきたわけなので、そこで何か種類ごとの整理等が必要なのもかもしれないです。事業区域イコール改変面積ということもあるのかもしれないし、その辺は今後考えていただくということでお願ひします。

(事務局 大気水質保全課 伊藤副主査)

大気水質保全課 伊藤です。少し補足させていただきますが、県の技術指針や手引きで、回避・最小化・代償の順で検討するように記載しております。事業者の方にもその順番で検討してくださいという指導は行っております。準備書の知事意見においても、全般的事項ということで、意見を出させていただいたところです。加えて、実際にアセスをする中で、影響が極めて小さいとするだけではなく、環境保全措置の効果や、環境保全措置を行っても、なお残る環境影響も示してくださいと技術指針や知事意見でも指導しているところです。

(田中委員)

ありがとうございます。とはいえ、それを方法書とか、準備書とか、評価書で具体的にどのように表すのかは結構大変なことなのかなという気はします。

そこで、時間もないし、自然環境の評価の前提になることなので、スライド24ページの表についてもう一度、お願いしたいと思います。表には、改変前・改変後について、それぞれ面積と割合が記載してあります。割合の合計100%というのは、事業区域ではなくて、調査区域のことであり、調査区域の中に事業区域があるということだと思いますが、本来であれば、その事業区域、すなわち域内に、保全される区域と改変される区域も入るという感じで、それらがわかるように1つの表にするということができないのでしょうか。この表だと、明らかに面積の増減はないということを訴えたいような作りになっていて、改変部分に関して言えば、事業区域全部が改変されることがものすごくわかりにくい表示だと思います。事業区域のところは、パーセンテージで言えば100%消失するという数字がどこかに出てきてしまうかもしれませんが、それも含めて、淡々と、ただ事実だけがわかるようにしていただ

きたい。もちろん周辺環境も重要ですから、調査区域も含めていただいで結構ですけれども、そういう作り方にしていただきたいと思います。この表を補正評価書に載せるという意味で、今日こういう説明をされた訳ですよ。だから是非そういう表にしたいと思っています。

もう1点、同じスライドに、面積はGISにより算出したので、厳密な面積ではないと記載がありますがけれども、環境アセスメントの報告でこの部分が厳密でないなんてことはあり得ません。アセスでは、開発事業計画に基づいて、これを最初にはっきりさせなければいけません。

次に、スライド32ページのケリの話です。たまたま水田環境の要素の例としてケリの話になっただけであって、ケリの問題のことを言ったわけではありません。つまり、水田みたいなところは、ケリとか、カエルとか、メダカとか、いろいろな生物が住んでいます。そういう生物を評価するときに、この開発区域の周りに開発区域と同じような植生とか、土地利用がまだあるから、事業区域のものは全部なくなったとしても影響は少ないという評価をやられたことに対して、私はコメントをしたのです。

そのような評価と、先ほどの調査区域の枠をどんどん広げていけば影響度合いのパーセンテージが薄まっていくという話は直結していて、それらは問題がある評価です。従来の閣議決定要綱40年ぐらい前のアセスの頃は、そのような評価、すなわち、他にまだ水田が残っているからここで無くなっても問題ない、という評価は当たり前に行っていました。でも、最近の閣議決定しているネイチャーポジティブで求められているように、自然、自然の面積が減少すること自体が問題であることによりやく目が届くような時代になりました。だから、このような国際的動向に沿って、日本でもしっかりとネイチャーポジティブかどうかを評価していかなければいけません。周りの土地や飛び地でもそれらが事業者さんの管理できる土地であれば、事業区域の周りにこれからもある程度同様な自然が残せますというようなことはいえます。しかし、本事業の場合は、事業区域の周りがどうなるかは全くわからないわけですので、そこにまだ同様な自然がのこっていたとしてもそれは評価の基準にはなりません。

もう一点、アセスでは、「概ね」とか、「ほとんど」とか、「全く」とか、「おそらく」とか、そういう言葉は使ってはいけない言葉です。確か、山梨県の指針には例が掲載されていたと思いますが、定量的に言わなければいけません。より具体的な、データや表現でやってくしかありません。そうでなければ、環境アセスメントという情報公開制度はそも

そも成り立たないと思います。神様みたいな人が、これで十分だとか、影響はないとか、そういうスタンプを押してくれればいいですが、そうではありません。できるだけ情報をわかりやすく開示して、この審議会の委員だけではなくて、いろいろな人々が、簡単に見てわかるような機会をできるだけ増やすことによって、もしかするとそこからまた違う意見とか、疑義が出てきて、さらなる環境保全が進むという環境保全に関する住民参加の仕組みが環境アセスメントです。どうも全体的に、昔の従来の環境アセスメントを引きずってしまっているという気がします。山梨県の制度の範囲ではいいことかもしれませんが、皆さんは全国レベルでやられている方々ですから、そこは少し工夫して、従来の環境アセスメントで批判されてきたようなことは改善するような方向で、是非やっていただきたいと思います。

(坂本会長)

ありがとうございます。事業者から何かコメントありますか。

県に確認しますが、環境アセスメントの前に農地から土地利用を変えるための審査を行うと思いますが、環境の視点の審査はあるのでしょうか。

(事務局 大気水質保全課 谷内)

農地法の審査の詳細については承知しておりません。

(坂本会長)

この審議会は改変が決まってからの話なので、農地転用する時に、周りの田んぼの所有者から意見があるのかどうか、この審議会としてはよくわからないということにさせていただきます。

(事業者 山梨西部広域環境組合 長谷部課長)

山梨西部広域環境組合の長谷部です。先ほどの農地転用の関連ですが、この事業では農地転用の手続きは必要ありません。

(坂本会長)

もう農地ではないということですか。

(事業者 山梨西部広域環境組合 長谷部課長)

民間の方が農地から宅地に変えるときには、農業委員会に手続きを行

って許可を受けますが、例えば、収用事業であるとか、そのようなものについては、許可を受ける必要がない事業が中にはありまして、この事業は対象になりません。ただし、都市計画法の手続きについては、所在市町村である中央市で都市計画決定の手続きを行っていきまして、環境影響評価手続きと並行して行っていますけれども、都市計画決定の後に都市計画法の事業認可という手続きを行って、工事着手となります。

(坂本会長)

今度は都市計画法の適用を受ける土地になるということなのでしょうか。登記上は農地なのでしょうか。

(事業者 山梨西部広域環境組合 長谷部課長)

農地です。農地から農地以外のものに転用するときに、許可が不要な事業がおそらくあると思ひまして、収用事業はそれに該当すると思っております。確かな話はわかりませんが、いずれ今回の手続きでは、農地法の手続きは必要ありません。

工事着手前に法的に必要となる大きな手続きで言えば、環境影響評価条例と都市計画法の手続きを行って、事業に着手するという流れになります。

(坂本会長)

わかりました。土地利用審査会みたいなことをやっているの、ここはどうなのかなと思ったので確認させていただきました。

北原委員、お願いします。

(北原委員)

前回の審議会を欠席させていただきましたが、他の委員の方が、するどい御意見を出していただいたのでよかったと思います。事業者の回答を読ませていただいて、まだ具体的になっていないので、やはり不安といたしますか、そういうところがあります。このあとの手続きとしては、補正評価書を作成されるということによろしいですか。

(坂本会長)

補正評価書がどのような内容になったのかについては、審議会では見ません。

(北原委員)

補正評価書に活かしていただきたいということで、意見を言います。

意見No 16について、標準的なマニュアル等に従って設計しているのかという委員意見に対して、マニュアルは使用せず、確認された保全対象種の生息環境や条件等を勘案して計画しているという回答ですが、このことは創出環境を作る上ですごく重要であると思います。前々回の審議会で、意見を言わせていただきましたが、創出環境を作るに当たっては、希少種とか注目種が見つかった時点、現在置かれている環境の把握が一番重要であると思います。注目種とか、希少種とか、個々の種によってももちろんみんな異なります。いわゆる生理的にそこへ住めるかどうかの物理的条件、それから餌環境はどうなっているのか、これは種によってみんな違うので、ただ記録するだけでは駄目です。そこの周りの、しかも餌環境の中にはその食物連鎖の繋がりもありますし、そういったところを創出環境の方へちゃんと活かさないと、ビオトープの中に復元できないことは間違いありません。ですから、そこのところをしっかりとモニターして、創出環境を作るときにはそういう条件を整えていただきたい。先ほどから、面積のことがすごく問題になっていますが、あの広大な対象事業実施区域から、あの狭い創出環境に持ってくるわけですから、広大な事業区域の中に、いろいろな希少種がいるわけですが、その復元すべき種というのは、みんな生息条件が違います。だから、そこのところが全部セットで、あの狭い創出環境の中に作れるような条件をしっかりと整えていただく必要がありますので、そこが非常に不安です。

そこで問題になってくるのはやはり、具体的にあまり書いてありませんが、意見No 32のモニタリングです。事業者の回答では、生態系の事後調査でビオトープを利用する種群を調査する計画である、とだけありますが、これをしっかりとやってもらわないと、創出環境をせっかく作っても、その後どうなるかというところがあります。どのぐらいのスパンでモニタリングを行うのでしょうか。事後に1回やって終わりということではないですよ。例えば、その種を移植して、何年ぐらいのスパンでそれをモニタリングしていくかという具体的な計画を持っても、それが非常に大切です。一番の目標は環境保全措置ですから、それは失われた種がしっかりとその創出環境に定着するかどうか、そこが一番の成功基準になってくるわけですから、そこのところのモニタリングの計画をしっかりと立ててもらいたいと思います。

次に、意見No 37に、事後調査を通して維持管理計画を策定し、適正な管理を実施するとあります。適正な管理というのも、種によってみ

んな異なると思います。ですから、先ほど小林先生の意見の中で、植生についても、どのように管理していくのかということが問題になっていましたが、種によって生息条件はみんな違うので、創出環境の計画をより具体的に立てていただかないと、環境保全にはならないと思います。

あと1つは、意見No 13に、現地調査が希少種の確認に留まっており、地域の特性が明らかにされていないという意見がありますけれども、私もこれはすごく感じていて、ここで復元するのは希少種だけでいいのかということです。地域生態系というのは、全て種のセットが異なります。そこにある水田環境の「スピーシーズ セット」というのは、その環境にあるか。できればそれも創出できるように、そういうことまで考えていただきたいと思います。広い面積から狭い面積になりますから、なかなか難しいとは思いますが、希少種だけ戻ればいいのかという問題ではないと思います。だから、その辺はやはり生態系としての保全ということも考慮していただければありがたいと思います。

(坂本会長)

事業者の方からコメントはありますか。

コメントはないということなので、湯本委員、お願いします。

(湯本委員)

先ほどからいろいろな話が出ていますけれども、これだけの面積を改変して、このビオトープの中に収めるというのは、かなり無理があると私は思っています。特に植物の種の多さを考えてみますと、かなり難しいのではないかと思います。

そして、私の専門である水生生物のことを考えてみますと、水位管理ということが書いてありますけれども、この水面の面積は非常に狭いので、かなりの水量を流さないと、水温の維持管理はできないのではないかと思います。ですから、水量をどの程度確保できるのか、それから水温を確保するためにどのくらい流せばいいのか、ということまで含めて考えていただかないと、水生生物は生育できなくなるのではないかと思います。事業者の方には、その辺のことを考えたいと思います。

(坂本会長)

コメントをお願いします。

(事業者 静環検査センター 栗田氏)

先生のおっしゃっているとおり、水は環境を作るうえですごく重要であると考えています。水量に関しては、地下水の自噴量がかなりありますので問題ありません。

前回の審議会で先生から、カエルの孵化に関することで、温度に関するお話がありましたけれども、地下水を利用するので、低温になると考えていて、可能な限り滞水させて、温度を上げるような形をとらないと、難しいのではないかと考えております。なので、水量をどれぐらいにするのかというのは、先ほど説明させていただいたとおり、事後調査しながら、植物の生育に関しても条件は微妙なところなので、事後調査をしながら、適切に生息は維持できる、繁殖できるという形で進めていきたいと考えております。

(坂本会長)

ありがとうございます。確認ですが、地下水をくみ上げて何に利用して、どのように外へ出すのでしょうか。

(事業者 静環検査センター 栗田氏)

地下水をバルブで出して、一時的に止水域に貯めて、一部全く流れに変化が伴わないような完全な止水域というものも作るような形をとりながら、止水域から1段下がって、最初のうちは、多分圃場のような形で使うと思いますが、水田的な枠のある場所で水を貯めながら、その場で植物を生育させながら、どんどん広げていくという形になるかなと考えております。

(坂本会長)

それはごみ処理事業とは別で、環境保全するためにやるということですか。

(事業者 静環検査センター 栗田氏)

そうです。

(田中委員)

すみません。このビオトープと言われている小さなエリアが、要するに代償措置、代償ミティゲーションとして行われているということを今再認識しました。これは根本的なことなので、やはりお話しておかなけ

ればいけないかなと思います。守るべき生態系とは、水田雑草等の生態系ですよね。本環境アセスメントでは、事業区域内の守るべき生態系の消失について、回避することも、最小化することも100%できないということが前提になっています。それで、代償を検討する必要が出てくるわけですが、この開発は事業区域100%を改変する開発なので、その事業区域内で代償するということはありません。

もし改変が、事業区域の一部、例えば3分の2ぐらいで他のところは緑地として残すみたいな計画であれば、もしかすると、オンサイト、事業区域内の代償ということもあるかもしれません。しかし、ここでは守るべき植生やハビタットは100%なくしてから、その同じ事業区域内に新たに構造物やいわゆるビオトープを創出するわけです。したがって、そこでのビオトープ創出も実は開発事業の一部であり、しいて言えば最小化ミティゲーションになります。もし本当に代償ミティゲーションをするというのであれば、わかりやすい例としては、域外の土地を用意して、そこを事業者さんが保存、復元、維持などの保全行為です。今回の文書中の代償の定義が本来の定義からずれているので、先ほどからの議論で小さい人工的ビオトープに保全すべきすべての生態系の要素を保全できるか否かみたいな話が出ていますけれども、この環境アセスメントでは、最初からできないことが前提になっています。自然生態系の保全の観点からは、本来の、回避ミティゲーション、最小化ミティゲーション、代償ミティゲーションを行うことができない。しかし、開発区域の一部に、生物にやさしいことを少し挑戦してみます、という話ではないでしょうか。

県の条例の手引きによるミティゲーションヒエラルキーのルールと比較して、そのような評価が許容されるのかどうかの話は別ですが、その認識を間違ってしまうと、代償ミティゲーションとしてのいわゆる人工的なビオトープ創出活動であれば、保全すべき生態系の消失に対して、回避しても最終化しても残る悪影響をほぼ100%代償するつもりでやらなければいけなくなるので、理想的ではありますが、さっきからの議論にあるようにかなり大変な話です。ですから、条例の方で、回避・最小化・代償のミティゲーションヒエラルキーの順序と程度どこまでどのように義務付けるのかということが行政指導としてあって、今のところそういう考え方で前向きに進んでくださいという現実的な話だと思います。

現時点の御提案の事業区域内のいわゆるビオトープの創出は、繰り返しますが、代償ミティゲーション、compensatory mitigation(代償ミ

ディケーション)のbiodiversity offset(生物多様性オフセット)ではないということです。

(坂本会長)

これにコメントがあるのかわかりませんが、いかがでしょうか。ある程度の面積を確保して、その中でこれをどこに配置するか考えて、残りはそのまま残して、その中で代償みたいなことができればやるし、できなければこの土地の外に何か作ってみたいなことをやるのが代償です。代償の話が出てきたときに、これ日本では多分あまりやらないだろうと思っていましたが、この頃どんどん出てきていて、オンサイトとかいろいろ種類があったけど、それをはっきり意識してやるのは日本でもまだあまり数が出てきてないので、私も混乱しましたけれども、何かコメントありますか。

(事業者 静環検査センター 竹内氏)

本来の意味での代償ではない。例えば、事業によって生じる環境影響が実質的に0になるような代替のものを用意して取り組むというような、今回の環境の創出というのは代償に当たらないということについては、

(田中委員)

それでも、特に皆さんが保全活動を進めるという話であれば、それはやらないよりは良いわけです。でもそれは悪影響をプラマイゼロにするという代償ミティゲーションではありません。

(事業者 静環検査センター 竹内氏)

生育・生息環境のハビタットがなくなってしまうことに対しての代償ではないというような意味合いでのその言葉について、我々全員改めて理解したつもりでございます。

今回行っておりますのは、開発範囲の最小化とかを考慮したうえで、それでも事業区域は全体改変してしまっている。そうした中で、影響をできるだけ小さくしたいということでどういう方法があるのかと、全改変で代償も定義的には行えなかったという話になるかと思えますけれども、その上でもその影響をどうやって小さくするか、或いは保全すべき種をどうやって守っていくか。今は、説明或いは記載が足りないところがあって、周辺環境、生態系そのものを維持するようにしていくには

どういう環境が必要であるかというのは、この記載とか検討が足りていないのではないかなという御意見もありましたので、そういったところも踏まえまして、いろいろ考えた上で、環境影響をできるだけ小さくするために、先生の言葉を借りると、開発行為の一部にはなってしまいますけれども、影響を小さくするために、手段として考えた結果が1つこういった創出環境でありますので、そういったことを我々の方でも改めて整理いたしまして、補正評価書で対応したいと思います。

(田中委員)

それでも、やらないよりはやった方がいいということです。ここに大きなピラミッドみたいな人工構造物ができたとして、屋上緑化とか、壁面緑化とか、屋上にちょっとプールを作ってみよう。しかし、そんな小さな人工的ビオトープではまったく自然は保全できない、というのももっともですが、それでも何もやらないよりはやったほうがいいです。それは、事業者のボランティアな気持ちに委ねるしかありません。

プラスマイナスをどこまでやらなければいけないというのは、今の法律で決まっていますが、一方で、昨今のグローバルな動向として、ネイチャーポジティブ（自然再興）にしましょう、ということが国の閣議決定をしています。代償ミティゲーションとしての生物多様性オフセットのノーネットロスでは、守るべき自然のプラスマイナスゼロ、現状維持を目指しますが、ネイチャーポジティブはそれ以上、ネットゲインのこと言っています。そのような時代における自然環境分野の環境アセスメントが従来以下になってしまっている。従来よりも環境アセスメントの自然環境保全に対する効果が少なくなっているのは残念だなと思います。そういう現状において、事業者努力として、できるだけ先生方が指摘されるような、より良いビオトープを作っていくというのは、絶対必要だし、ノーネットロスでもネットゲインでもありませんが、ないよりはあったほうがいいのは確かです。しかし、それで代償できたとか何とかというような評価を環境アセスメントとしてもしするのであれば、それは前回僕が申し上げたような定量評価、つまり守るべき種があって、その種の生存必須条件、例えば植生、水条件、土壌、餌、外敵なども踏まえた上で開発の前後の変化を定量的に評価する努力や工夫が必要だということです。だから、今回は現状では代償ミティゲーションではないということを理解しました。

(坂本会長)

環境創生みたいなことは、この審議会で言いたいことは言いますので、今のお話を聞いていると事業者の方も委員の話聞くだけ聞いて終わりということではなくて、何かしようという意思が伺えましたので、それを補正評価書でもいいですし、事後調査の話でもいいですし、或いは計画を別途ホームページに載せてみんなに示すでもいいですので、いろいろなことを考えていただけるとこちらとしてはありがたいということをお話のまとめとさせていただきます。

それでは、芹澤委員、お願いします。

(芹澤委員)

本事業とは関係ありませんが、私は海藻の研究をしております、原子力発電所とか火力発電所みたいなすごく儲かる施設を海岸に作る場合には、漁業補償の関係で、開発面積と同じかそれ以上の面積で、代償措置として、海の砂のところにマウンドを作って藻場を作るということを行っていますが、本事業の場合はそういうことを行うのは絶対に無理で、同じの面積の土地を買って、そこを水田環境として維持しろと言えば、ごみ処理代が何倍にもなってしまって、県民がごみを出せなくなってしまうと思います。

私は、山梨県内で1000箇所ぐらいの場所で水生植物の調査をしていますけれども、カワジシャは200～300箇所にいます。広げれば広げるほど薄まるではないですけれども、カワジシャは基本的に川にいるものなので、確認されたのは多分水路だと思いますが、その周りにもいますし、県内にもたくさんいるから、ということでもありませんが、審議を聞いていて、どうしても保全しなければいけない種類だとは思えません。他の種類の植物に関しても、どうなのかなというのがありますけれども、それでも川や池を作って保全しようとするのは重要だと思います。

あと1つ、ごみを燃やすので、気温が目に見えて上がるということまでにはならないとは思いますが、周囲の温度が上がることによる影響や生物への影響はあるような気がします。これに対して、どのような対策を行うのでしょうか。

(坂本会長)

事業者は回答をお願いします。人が暑いと感じる程の影響はないと思いますが、周辺の生物に対する影響の観点も踏まえてお願いします。

(事業者 山梨西部環境組合 小澤氏)

ごみ処理施設の焼却熱につきましては、ボイラーで熱を吸収して、それを蒸気にして発電します。これにより熱を下げるので、外に熱は出ないという構造になっております。このため、施設から熱いものが出るということは全くない施設となります。

(芹澤委員)

煙突からは高温の排出ガスが出ると思います。

(事業者 山梨西部環境組合 小澤氏)

そのとおりです。まだ冷え切っていないものが、蒸気と一緒に煙突から出てきます。

(芹澤委員)

それはしょうがないから、何も対策できないということですか。

(事業者 静環検査センター 竹内氏)

委員の御質問への回答になっているかわかりませんが、煙突から出す排ガスは、なるべく高いところにあげた方が影響としては小さくなるものですから、ある程度の熱と、ある程度の勢いを持たせたガスを煙突から出すと、蒸気は上の方に上ろうとしていきます。バランスがとれるところまで上ったら、そこから周りに広がっていくというような形で、それが地面に到達するまでの間にどのような変化があるのか。今回の予測で言うと、数百mから2kmぐらいの範囲で、いろいろなところにおりてきますけれども、それまでの間に、煙突から出た熱が周りの空気に数字として表れる程の影響が出るということはないと思います。

(芹澤委員)

よろしいですか。高温でごみを焼却する大きな施設ができるので、環境に対して絶対に影響が出ると思います。なので、創出環境に池とか川とかを作っていただけなのであれば、そこに淹みたいな周囲の温度を下げるようなものを作っていたきたいという希望があります。多分、淹みたいなものが一番周辺の温度を下げる効果があると思います。

(坂本会長)

地下水をくみ上げて、それを流すということなので、逆に言えば地下

水を暖めるわけだから、大気はそれだけ冷えるということもありますし、全体としては大気の温度に関する影響はそんなにないと思います。身近な熱を出すような活動と比べれば、影響はあるでしょうけれども、地球全体では言えませんが、何km四方で、温度を0.0何度ぐらい上げるかどうかという話になるのではないかと思います。事業者からコメントはありますか。

（事業者 静環検査センター 竹内氏）

煙突を除いた焼却施設単体というところでは、やはりどれだけ効率的に熱を利用するかというものになりますので、逆にどうやって逃がさないかというようなことを考えております。その上でも出ていくものは煙突から出ていって、それが先ほど私が説明したとおり広がっていきます。そういった中で、結局は生態系のモニタリングをしながら、多分気温計で測っても影響としては把握できないとは思いますが、モニタリングの中で何かしらの影響が確認されれば、改善していくような形になるかと思っています。

（坂本会長）

よろしいでしょうか。時間の都合もありますので、Web参加の方にお伺いします。今日は大気の小林（拓）委員、それから鳥類の佐藤委員がいらっしゃいます。

小林（拓）委員、お願いします。

（小林（拓）委員）

時間の都合もありますので、コンパクトに意見を言いたいと思います。スライド8ページの弱風を考慮しない予測を採用した理由及び妥当性のところで、この説明は公的な文章として残るという認識でよろしいでしょうか。

（坂本会長）

補正評価書にこの文章が載るかどうかということでしょうか。

（事業者 静環検査センター 竹内氏）

全く同じ文章なのかということはあると思いますが、検討した結果について記載します。

(小林(拓)委員)

そうしますと、やはり科学的に説明がおかしいので、修正をお願いします。一番気になるのは2番目です。これがいつも問題になっている100mの方が高濃度になる理由で、端的に言うと、大気をすべて均一と仮定して、拡散係数を1つしか使わないので、このような現象が起きてしまいます。なぜそういうことが起きるのか、なぜ100mの方が拡散係数が小さくなってしまうのかということ、結局、風速を予測するときに、別のスライドで説明がありましたけれども、高度に従って風速を予測していますので、100mの方が風速は大きくなります。その風速に基づく拡散係数を使って、大気全層を計算するので、実際とは異なる結果になるということです。なので、説明がやはりおかしくて、大気を均一として、すべて同じ拡散係数を用いていることが一番の問題点です。それで、仕方なくこれを使わざるを得ないという状況で、前回の話になりましたけれども、条件を考えて、弱風をない場合で考えましょうと。それで出てきた結果、濃度が弱風を考慮しないことでより厳しい条件になって、影響はそれほどないでしょう、という結論になるという話だと思います。なので、一番大事な2番目の説明をもう少し丁寧にしてくださいということです。

(坂本会長)

要するに、いろいろな高さでの風速・風向をものすごくたくさん測定して、それに合わせて拡散係数をその都度考えて計算して、全部の条件で出すということは不可能だから、ここではこういうやり方をして、出てきた値であるということによろしいですか。

(小林(拓)委員)

そういう説明をすべきだと思います。

(事業者 静環検査センター 竹内氏)

明確に記載するようにという御意見ですね。

(小林(拓)委員)

そうです。

(坂本会長)

不可能なことをやれとは言っていないので、こういうやり方をした

という理由をもう少し明確にしてほしいということです。

（小林（拓）委員）

もう1点、下から2番目に「またこのプルーム式パフ式による予測が、柔軟に対応できる」という記載がありますけれども、私が今持っている「大気保全学」という学生時代の教科書に「このモデルは、例えば、盆地の逆転層内部等には適用できない」と記載があります。「適用条件がかなり限られているもので、なおかつ、日変化を予測するものではない」とも書かれています。なので、ここには余計なことが書かれていると思いますので、この一文は削除していただければと思います。

さらに、これは完全におまけですけれども、この教科書の次のところに、「風速が異なる場合には、多層のモデルを使用すべき」と記載されています。ですので、先ほど坂本会長から説明がありましたとおり、拡散係数が各高度で異なる場合は、やはり拡散係数の異なる層を用意して計算すべきということが教科書的に書かれていますので、本来はそうすべきですけれども、事業者にもいろいろな事情があるかと思いますので、大気全体を1つとして計算されるということであれば、先ほどの2行目の説明をもう少し丁寧にしていただければと思います。

（坂本会長）

プルーム式、パフ式で何でも対応できるみたいな理解でやっていらっしゃいますけれども、実際はそんなことはないので、ごめんなさいこれでやりました、みたいな感じの表現にして欲しいということですね。

（小林（拓）委員）

もう少し説明すると、高さ変えても拡散係数が同じであれば、一層のモデルで問題ないということです。ただ今回の場合、59mと100mで異なってしまったので、本来ならば2層のモデルを使わないと現実的な予測はできません。事業者側で御事情があるのかちょっとわからないですけれども、一層のモデルを使うのであればということなのです。

（坂本会長）

わかりました。もしかしたら、知事意見の方にそんな書き方して、もう少し計算の条件を考えてもらうかもしれませんけれども、今は意見としてお伝えします。

それでは、佐藤委員、公開の部分ということでお願いします。非公開

の部分は後ほどお願いします。

（佐藤委員）

鳥類の方ですけども、お話を伺いまして、これで概ねよいかと思えます。ビオトープの件はもちろん言いたいことたくさんありますけれども、あの程度の小面積のビオトープを作ったところで、鳥類への影響は回避できないので、そこはコメントいたしません。

（坂本会長）

わかりました。佐藤委員からは、非公開の部分についても意見はないということだったと思います。公開部分について、他によろしいでしょうか。

それでは、御質問・御意見が出尽くしたようなので、非公開の部分があったらこの後審議に入りますけれども、事業者の方から非公開の部分の説明資料はありません。委員の皆様からお聞きした範囲では、非公開での御意見・御質問はなさそうなので、非公開の部分を行わなくていいということによろしいですか。

それでは、10分間休憩したいと思います。

休憩の後は、事業者の方との話ではなくて、この委員会としての審議なので、事業者の皆さんはここで退席されても結構です。ただ、参考になるとしますので、お残りいただいても結構ですが、御発言はできませんので御了解ください。

それでは、4時まで休憩とします。

（坂本会長）

それでは、審議を再開します。

残りの時間は、知事意見素案をまとめるための意見交換となります。まず、事務局から、これまでの審議会の委員の皆さんの御意見等を取りまとめた知事意見素案を作成していただいていますので、資料2により説明をお願いします。

（事務局 大気水質保全課 谷内主査）

それでは、「資料2 環境影響評価書に係る知事意見素案」を御覧ください。

今回、知事意見素案を10個作成いたしました。資料に沿って説明させていただきます。

まず、1番を御覧ください。項目は「全般的事項」です。知事意見素案は、「環境保全目標の再設定 準備書に対する知事意見を受けて、環境保全目標を見直しているが、「事業前後の比較」や「事業の影響を受けている影響区・影響を受けていない対照区の比較」等に基づいていないものがあるため、再設定すること」です。

こちらは、「準備書に対する知事意見を踏まえた検討が行われていないため再検討すべき」という御意見、「環境保全目標の設定根拠が明確になっていないため、環境の保全の観点から適切な目標であるか判断できない」という御意見、「消失面積と創出面積を明らかにし、それを踏まえて成功基準を明確にすべき」などの御意見を踏まえて作成しました。

続きまして、2番を御覧ください。項目は「全般的事項」です。知事意見素案は、「環境影響の程度の定量的な記載事業による影響について、「影響が極めて小さい」と定性的な表現が多く用いられているため、調査・予測の結果に基づいた定量的な表現とすること」です。

こちらは、「評価書に、影響が極めて小さい、さらに低減と言った副詞が使われているが、予測・評価の結果を正確に捉えていないため、定量的に評価すべき」などの御意見を踏まえて作成しました。

続きまして、3番を御覧ください。項目は「全般的事項・生態系」です。知事意見素案は、「周辺環境の変化も踏まえた事後調査の実施 事後調査は、周辺環境が定常に達するまで継続すること。なお、対象事業実施区域周辺では、米からトウモロコシへの作農に変化が見られ、また、近年は猛暑日が増加していることから、生態系の事後調査結果の検討にあたっては、作農の変化や気象条件が水質・水温・水量に与える影響も考慮すること」です。

こちらは、「両生類については、周辺の作農の変化（トウモロコシの増加）に伴う水質の影響や、猛暑による水量の減少が懸念されるため、これらの調査を継続すべき」という御意見を踏まえて作成しました。両生類に関する御意見をいただいておりますが、事後調査の継続の考え方につきましては、両生類に限った内容ではありませんので、項目は「全般的事項・生態系」として知事意見を作成しました。

続きまして「4番」を御覧ください。項目は「大気汚染」です。知事意見素案は、「最大着地濃度の予測方法に係る追加説明 煙突高さの違いの影響比較に用いる排出ガス最大着地濃度の予測方法について、無風条件のみではなく、弱風条件との比較を行うことにより、科学的な根拠を示すこと。なお、弱風条件で予測を行わない、または行えないのであれば、その理由を説明すること」です。

こちらは、「準備書において、弱風パフ式により予測した結果、煙突高さが高い方が最大着地濃度が高くなるという現実的ではない予測結果が示されていたことから、知事意見で予測方法の見直しを求めたところ、評価書では無風パフ式で予測した結果のみ示され、評価の方法として乱暴なので、無風パフ式と弱風パフ式の比較や安全側に立った評価が必要である」という御意見を踏まえて作成しました。

続きまして「5番」を御覧ください。項目は「大気汚染」です。知事意見素案は、「排出ガスの予測・評価の科学的な説明 ダウンドラフト発生時の将来予測濃度や、煙突高さの違いによる最大着地濃度出現地点（方角）などについて、どのように排出ガスが拡散しているか不明なため、科学的な根拠を示して再評価すること。特に、準備書に対する知事意見を受けて、ダウンドラフト発生時の塩化水素が目標環境濃度を達成できる高さから、最善な煙突高さを求めているため、この結果の妥当性をわかりやすく説明すること」です。

こちらは、「評価書に、煙突高さ50mでは最大着地濃度出現地点（方角）が南側に、59m～90mでは東側に、100mでは南南西側に出現する」とあり、煙突高さが59m～90mの間だけ方角が大きく異なると予測しており、この理由が「大気安定度となる風向の出現方向の違い」と記載されていますが、煙突高さの違いにより排出ガスがどのように拡散しているのか不明であること、また短期高濃度予測において、ダウンウォッシュ発生時やダウンドラフト発生時の予測結果と一般的な気象条件時の予測結果を比較した時に、ダウンウォッシュ発生時は「最大着地濃度出現地点・将来予測濃度が同一」であり、ダウンドラフト発生時は「最大着地濃度出現地点は同じで、将来予測濃度は高くなる」とあるが、排出ガスがどのように拡散しているのか不明であることから、科学的な説明が必要であると考え作成したものとなります。

続きまして「6番」を御覧ください。項目は「植物」です。知事意見素案は、「水田環境の科学的な環境影響評価の実施 陸上植物の調査結果について、専門家に地域の特性（水田環境）に関する情報を提供したうえで環境の保全の見地から助言を受け、それを踏まえて再評価すること。なお、山梨県レッドデータブック等に記載されていないものの、希少な植物（イヌドクサ、イヌスギナ）が確認されているため、専門家には、これらの植物の保全の必要性を含めて助言を受けることが望ましい」です。

こちらは、「陸上植物の現地調査結果が、希少種の確認（生育調査）に留まっており、科学的に地域の特性が明らかにされていないため、専

門家に水田地域であることなど必要な情報を提供した上で助言を受けるべき」という御意見、「現地調査結果において、山梨県レッドデータ等に指定されていない希少種が確認されていることから、専門家には、これらの植物の保全の必要性を含めて助言を受けるべき」などの御意見を踏まえて作成しました。

続きまして「7番」を御覧ください。項目は「植物・動物・生態系」です。知事意見素案は、「事業による消失面積と創出面積の明確化 準備書に対する知事意見（創出環境について、消失面積と創出面積を示すこと）に対して、「在来個体群の維持を想定しているため、面積で示すことは困難」との见解が示されている。予測・評価は、「事業による消失面積と創出面積の比較（生息・生育環境の変化）」、「保全する生物種の選定」の手順で検討することが重要なため、再検討すること」です。

こちらは、「準備書に対する知事意見として、創出環境に係る定量的な変化を求めたところ「変化の想定は困難」とのことだが、創出環境の定量的な予測・評価は可能であるため、評価書の記載内容を修正すべき」という御意見や、「環境影響評価においては、ミナミメダカやトノサマガエルなど保全すべき生物種ごとに事業による消失面積と創出面積を明確にすることが最初にすべきことであるため、これらを明確に示すべき。環境影響評価は、タマネギの皮を外側から1枚1枚剥いていくように、しっかりと手順を踏んで検討していくことが重要である」という御意見を踏まえて作成しました。

続きまして「8番」を御覧ください。項目は「植物・動物・生態系・景観」です。知事意見素案は、「検討中の事項に係る中間報告 以下の①～③は環境影響評価の対象だが、内容が具体化しておらず、検討中のことであり、必要な環境影響評価が行われていない。このため、内容が具体化した段階で、必要な環境影響評価（調査、予測、保全措置の検討等）を行い、中間報告書として公表すること。①創出環境、②芝生広場、③施設の形状・色彩等」です。

こちらは、「創出環境など一部の環境保全措置について、再検討や具体化が必要だが、今回以降、審議会で審議する機会がないため、必要に応じて個別に委員に意見を聴くなどの対応を行うべき」という御意見、「創出環境はアセス手続きが終わった後に詳細が検討されとの話であったが、代償措置として創出環境を作ることにしては、アセスの手続きのなかで議論されるべき」などの御意見を踏まえて作成しました。

続きまして「9番」を御覧ください。項目は「生態系」です。知事意見素案は、「猛禽類の餌資源量の再評価 猛禽類の餌資源量の推計には

不確実性があることや、事業実施区域は高利用域に含まれないものの餌場として利用していることを踏まえたよりていねいな説明・評価を行うこと」です。

こちらは、「50m四方の調査結果を基に採餌量を算出するのは乱暴である」という御意見、「このような推計を行うのであれば、推計や将来予測の不確実性についてていねいに説明すべき」という御意見、「高利用域に関する調査に留まっているが、水田環境も餌場として利用している可能性が高いことから、行動圏の一部が失われることを踏まえて評価すべき」という御意見を踏まえて作成しました。

続きまして「10番」を御覧ください。項目は「動物・生態系」です。知事意見素案は、「保全すべき生物種の生育・生息に必要な要素を踏まえた影響評価 動物への影響の予測にて、消失環境があるにも関わらず、周辺に同様な環境があることなどから、影響は極めて小さいと予測している生物種があるが、不適切である。保全すべき生物種ごとに、生存に必要な要素を明らかにしたうえで、当該要素ごとに事業実施前後の変化を明らかにしたうえで、影響の程度について説明すること」です。

こちらは、「生態系の評価について、保存すべき生物種の生存必須条件を明らかにして、事業実施前後における変化で影響を明らかにすべき」という御意見、「開発区域の周辺に同様な環境があるから問題ないとしているが、仮にこの評価が正しいのであれば、方法書や準備書段階で保全すべき対象種から除外するべきであり、事業を行うことによる採餌環境・営巣・行動圏などへの影響を分析し、評価すべき」などの御意見を踏まえて作成しました。

資料2に関する説明は、以上です。

(坂本会長)

ありがとうございました。この部分の審議は、まとめていただいた知事意見素案について、表現や項目の追加・修正について議論します。1番から順番にやっていきたいと思います。手続き的には、今日参加されている方の意見を聞いて、別途不参加の方の意見を聴くことになります。

それでは、1番から3番までの「全般的事項」について、お願いします。

田中委員、お願いします。

(田中委員)

全般的事項ということで、いろいろな意見が含まれていますが、多分、

公害の話と生態系の話をまとめてしまっている感じがします。私が言いたいことは、本日事業者の方が作っていただいたスライドの24ページの改変面積とかそういったものの開発する前の生データ、植生だけではなくて土地利用、例えば住宅地・道路・コンクリートなどの土地利用区分も含めた、土地の表皮のカバータイプの区分について、開発前後の違いがわかるように、表にして出していただきたいということです。今、知事意見素案の1番についてお話していますが、7番についても同様に、その表がまずは作られ、それが掲載されることが出発地点です。指摘しておかなければならないことはたくさんありますけれども、時間もないので、まずはその表を掲載していただきたいと思います。知事意見素案には、そのような具体的なコメントがないと思いますので、1番ではなくて7番の方がいいのかもしれませんが、お願いします。ただ、これは動植物の話だけではなくて、開発があることによって地球の表面の「どこが・どういうふうになるのか」という生データは、環境アセスメントにおいては絶対に必要な最初に明らかにされるべきものです。いろいろな評価の仕方はあってもいいと思いますが、どういうふうになるのかということは明示する。これは、山梨県の方の事業についても淡々と表示されるようになっていけばいいなと思います。以上でございます。

(坂本会長)

今のお話は、全般的事項にもう1つ加えてほしいということでしょうか。

(田中委員)

事務局にお任せします。

事業者さんも、先ほど言った植生や土地利用、事業開発前面積何%、開発面積何%、それから増減の面積何%みたいな表ですけれども、私が申し上げたことがわかっていただければ、何も難しい話ではないと思います。スタート地点の話ですから。よろしくお願いします。

(坂本会長)

事務局で、何かそれらしい表現を考えられますか。

(事務局 大気水質保全課 谷内)

どのように対応するかは検討してみます。

(坂本会長)

田中先生、申し訳ないですが、内容を見ていただきたいと思います。
湯本委員、知事意見についていかがですか。

(湯本委員)

大丈夫です。

(坂本会長)

1番から3番までについて、他に御意見よろしいでしょうか。よろしければ、後日、事務局からメールで他の委員にも確認していただきたいと思います。

次が、4番と5番です。大気汚染ということで、小林（拓）委員が、既に退室されていますので、事務局の方から小林（拓）委員に確認してください。

次は、6番と7番です。動植物・生態系ということで、小林（富）委員と田中委員の意見になりますが、小林（富）委員いかがでしょうか。

(小林（富）委員)

大丈夫です。

(坂本会長)

次は、8番です。動植物・生態系・景観ということで、事務局の方で①～③という書き方をしてもらいましたので、他に思いつくことがあれば追加することもできますが、いかがでしょうか。

(田中委員)

知事意見素案ではなくて、右側の私の意見についてになりますが、ビオトープを作るのが、代償ミティゲーションとして行われるのであれば、どれだけ回避して・回避できないものは最小化して、最小化できないものは代償するというのは、環境アセスメント手続きそのものですから、アセスの審議会の中で議論されるべきです。しかし、先ほども申し上げたとおり、今回のビオトープといっているものは回避も最小化も検討されていないこともあり、どう考えても代償ではないので、それはプラスアルファの事業者のボランティアな行為としたら、知事意見としてどうすればいいのかよくわかりません。

今回のミティゲーションヒエラルキーの評価については、評価書の736ページにその経緯が書かれています。回避もしないし、最小化もしないし、いきなり代償をやると書いてありますが、これ自体が実は問題であったと思います。評価書の730ページにいきなり代償措置という話が出てきますが、そんなことは絶対にありえません。回避も最小化も検討した上で、最後の手段として代償があるべきなのです。だからやむを得ない最後の手段という位置づけです。これらの分析をせずに、いきなり代償をやるから問題ないでしょうというのは一番やってはいけないことなので、その文章の組み立てはどのようなかと思います。知事意見として書くのは難しいと思いますが、736ページの記載については、補正評価書ではもう少し変えた方がいいと思います。

(坂本会長)

こちらも、事務局でどのように対応するか検討してみてください。

次は、9番です。猛禽類の話ですけど、佐藤委員いかがですか。

(佐藤委員)

この表現でよいと思います。これ以上のことを求めても、できそうもないと思います。

(坂本会長)

最後に、10番です。田中委員が先ほどおっしゃっていたことに関わってくる話かと思いますが、いかがでしょうか。

(田中委員)

ケリについては、周辺にもケリが生息できるような環境がたくさん残っているという説明だったので、そういうお話をしましたが、そのような評価をする前に先ほど言った図ですが、ハビタットを考えると結局植生から考えるので、植生の区分とそれぞれの面積が明確になってないといけません。

だから、先ほど言った表をしっかりと掲載していただければ、とりあえずいいかなと思います。申し上げたいこといっぱいあります。先ほど玉ねぎの話じゃないですが、最初にしっかりしておかなければいけないのは表なので、表を載せていただければ、とりあえずはいいのかなと思います。

(坂本会長)

わかりました。10番の内容に、例えばというような形で、表を入れてくださいということを書けばいいのかもしれませんが。

私が気になるのは、「保全すべき生物種ごとに、生存に必要な要素を明らかにしたうえで、該当要素ごとに事業実施前後の変化を明らかにしたうえで、影響の程度について説明すること」とありますが、ここまで書いてよろしいでしょうか。

(田中委員)

先ほどの話でわかりましたが、何もないので書きようがないと思います。

(坂本会長)

一応書いとけばいいですか。

(田中委員)

100%消失するだけです。ここは私も勘違いしていたかもしれませんが、何らかの保全対策をやると考えていたので。

(坂本会長)

小林(富)委員、いかがですか。書き過ぎという気もしないではないですし。

(田中委員)

プラスアルファのビオトープの話です。代償ミティゲーションとかそういうことではなく、「ビオトープをどうせつくるのだったら、こんなことに気をつけてください」くらいのコメントは、できると思います。

(小林(富)委員)

スライド24ページの表ですけれども、コンクリート構造物が、改変前と改変後で同じですが、これが改変後はパーセンテージが大きく増加するという表になるということですか。

(田中委員)

先ほど私が説明したような表示にしないとダメなんです。つまり、母数が調査区域になっているのです。母数は開発区域、事業区域でないと

いけません。

(小林(富) 委員)

そうすると、コンクリート等は表に入っていないということでよろしいですか。

(田中委員)

この表があまりにもよくできていないし、何を意図して作ったのかよくわかりません。調査区域のデータももちろん含めて良いのですが、少なくとも表の中に事業者が責任を持てる事業区域の中の土地利用や植生の面積変化が、開発前と開発後でしっかりと示されていればいいということです。先ほどの今回の事業の場合は、事業区域内はすべて改変されるためその中の自然は100%なくなってしまうという事実がかなり明確に見えるようになると思います。

(小林(富) 委員)

そうすると、保存すべき生物種は、消失する群落の中で特徴的なものをあげてもそれは構わないということですか。

(田中委員)

だから、保存はしないということです。

※審議会後、田中委員から補足

今回説明のあったビオトープは代償ミティゲーションとは言えないものですから、今回の事業では、回避、最小化、代償というミティゲーションヒエラルキーによる保存、という行為はないということになっています。環境アセスメントで保存というのは、当該生物種とそのハビタットを保存することだと思います。個体の保存は、代償ミティゲーションの一部にはなりえるかもしれませんが、そういう土地が消滅するのであれば本質的なものにはなりえないと思います。

今回の事業は、一旦、開発によって事業区域の自然(土地)はすべて消失するが、そのあと、事業区域内に保全地域であるビオトープ(土地)を用意し、そこに地域として保全すべき生物種を移植するというものではないでしょうか。

(小林(富) 委員)

そういう形になるわけですね。

(田中委員)

736ページに、全く回避できないし最小化もできないと明確に書いてあります。だから、事業区域内で本来の保存(Preservation)とかそういうことはもうできないということではないでしょうか。

(小林(富)委員)

混乱してしまってすみません。評価書には創出環境という言葉で書かれていることはあります。これだけしか保存しないということもしっかり書いてあります。454ページに移植する保存対象種というのは明確に書いてあります。だからすべてを保存するわけじゃなくて、それがどう関連してくるのか、保存すべき生物種ごとにとというのはこのことを言っているのかどうかということですが。

(田中委員)

代償ミティゲーションとしてやるという話であれば、アセスの審議会の中で明確にしなければいけないということがありました。もし、これが事業者のボランティアとしてやるものであれば、ここまでのことは求めることはできず、そこまでのデータを求めることはできないということです。

(小林(富)委員)

代償ではない。だけど、保存すべき種はある程度明確にすべきであるということですか。

(田中委員)

それは最初に申し上げたことですが、要するに県として何を守らなければならないのかというのは明確にしなければいけません。しかし、今回の事業に関しては、保存すべき種を明示しても、その事業区域の中に関しては100%守れませんと言っているわけです。

(坂本会長)

今の書き方だと、保全すべき生物種という書き方がまず間違っているということですね。

(田中委員)

レッドリストや様々な科学的判断の下に、本事業で保全すべき生物種があれば明示すべきです。その場合は、何とかしてそれらに対する悪影響は回避、最小化、代償しなければならないわけです。そして、当該個体を含めて、その種を保全するためにはそのハビタット（生態系）の保全が不可欠になります。今回は、その表では0%になるということです。保全すべき種が生育、生息するハビタット、植生区分、それが開発区域の中では開発前後で0になるということです。

（坂本会長）

わかりました。保全すべきであるという話ではなくて、開発前と後でどういうことが起こるかはっきりしたうえで、回避・最小化できないのであれば、みたいなことをしっかり書いてくださいということでもいいですか。

（田中委員）

ビオトープも、保全すべき水田環境を保全することでビオトープの創出があるのであれば、話が異なりますが、事業区域は全部整地して開発してしまうわけです。今回のことは、開発した後に、いわゆるビオトープを作るので、例えばビルを開発して屋上緑化するのと同じような意味です。

そのようなものに対して、どこまで環境アセスメントの知事意見として詳細なことが言えるのかというのは難しく、お願いするしかないように思います。

（小林（富）委員）

ただ、明らかにするところまでは、アセスの手順として大事なことです。保存すべき生物種ごとに生存に必要な要素を明らかにした上でという部分が非常に重要なので、今回のこの事業ではなくなりますけれども、これはこういうふうにしておいた方がいいと思います。

（田中委員）

おっしゃるとおりで、保存すべき種を最初に明示すること最初がないと保全対策も何をもって成功したと言うことができません。保全対象や評価の基準があいまいだと影響は極めて小さいという評価になりがちです。一方、基準を明確にすると、今回の事業の場合は「影響は甚大である」のように書かなければおかしいということです。ですから、回避、

最小化、代償はできないことを明記した上、追加措置としてこういうことをやりますみたいな表現が、本当は正確だということです。追加的な対策としては例えば、現場に看板を作ってこのあたりの水田生態系を説明し、ここにはこういう希少な生物が生育・生息しているというような説明をするような啓蒙啓発活動とか、そういう、2次的、3次的なことも、やらないよりはやったほうが地域の保全すべき生態系の保全には良いと思います。今は、そのような追加的な対策はたぶんやらないと思いますが、それは、影響は極めて軽微であるとなっているから、当然、そうなるわけです。回避しても最小化しても避けられない悪影響を明示することが必要だと思います。保存すべき種に関してはその部分でも説明が必要だと思います。

本当に説明がわかりにくくて申し訳ありません。

(坂本会長)

私ちょっとまだはつきりしませんが、何となく田中委員の言わんとすることが見えてきたような気がするので、事務局で整理してみてください。

他にいかがでしょうか。よろしいですね。

御意見が出尽くしたようなので、全体を通して何か追加で御意見はありますか。

御意見が出尽くしたようなので、評価書に対する知事意見の素案につきましては、本日の時点で大枠として御了解いただけたものとさせていただきます。

この件につきましては、集まって審議するのは今回が最後となりますので、通例となりますが、今後については会長に御一任願えますでしょうか。

～異議なし～

それでは異議なしとさせていただきます。

本件につきましては以上です。

委員の皆様におかれましては、本日の議題について追加の質問・意見がありましたら、1週間後の3月5日(水)までにメール等で事務局へ御連絡ください。欠席委員についても事務局から連絡する予定です。

以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。御協力ありがとうございました。

(司会 齋藤総括課長補佐)

委員の皆様には、貴重な御意見を賜るとともに、議事進行に御協力い

ただき、ありがとうございました。

また、坂本会長には、議事の円滑な進行、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議事を全て終了いたします。

それでは、次第に戻りまして、「3 その他」について、事務局からお願いします。

(事務局 大気水質保全課 谷内主査)

事務局より今後について説明させていただきます。

第1回審議会と同様に、今回の審議会につきましても、事務局で議事録を作成し、委員の皆様にお送りしますので、お手元に届きましたら、御自身の発言について御確認をお願いします。

また、別件となりますが、既に御案内のとおり、3月6日に、甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び（仮称）地域振興施設整備事業の完了報告書に係る審議会を開催いたします。

2週連続での開催となり、委員の皆様には大変御負担をおかけして恐縮ですが、御出席のほどよろしく願いいたします。

以上です。

(司会 齋藤総括課長補佐)

それではこれをもちまして、山梨県環境影響評価等技術審議会を終了いたします。

御審議ありがとうございました。

(了)